

令和 6 年 2 月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和 6 年 3 月 1 日・4 日

場 所 第 2 委員会室

令和 6 年 3 月 1 日 (金曜日)

説明のため出席した者

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第57号 令和 5 年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 7 号)
- 議案第58号 令和 5 年度宮崎県開発事業特別
資金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第59号 令和 5 年度宮崎公債管理特別会
計補正予算 (第 1 号)
- 議案第79号 工事請負契約の締結について
- 議案第82号 工事請負契約の変更について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
- その他報告事項
 - ・令和 3 年度宮崎県県民経済計算について
 - ・宮崎県地域公共交通計画の策定について
 - ・宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定に
ついて
 - ・産業におけるデジタル人材育成のための取組
指針について

出席委員 (8 人)

委 員 長	山 下 寿
副 委 員 長	福 田 新 一
委 員	濱 砂 守
委 員	二 見 康 之
委 員	川 添 博
委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉
委 員	脇 谷 のりこ

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

総合政策部

総 合 政 策 部 長	重黒木 清
政 策 調 査 監	田 中 克 尚
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	児 玉 浩 明
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活・サミット担当)	坂 元 修 一
部参事兼総合政策課長	中 尾 慶一郎
広域連携推進室長	川 越 勉
部参事兼秘書広報課長	長 友 修 一
広 報 戦 略 室 長	須 波 勇一郎
統 計 調 査 課 長	伊 福 隆 徳
総 合 交 通 課 長	佐 野 晃 浩
中山間・地域政策課長	湯 地 正 仁
産 業 政 策 課 長	守 部 丈 博
デジタル推進課長	甲 斐 慎一郎
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	牛ノ濱 和 秀
交通・地域安全対策監	西 丸 日出男
みやざき文化振興課長	堀 尚 子
人権同和対策課長	中 村 洋 介
国スポ・障スポ準備課長	塩 田 康 一
競技力向上推進課長	岩 切 正 義

総務部

総 務 部 長	吉 村 達 也
危機管理統括監	横 山 直 樹
総 務 部 次 長 (財 務 担 当)	川 端 輝 治
危 機 管 理 局 長 兼危機管理課長	渡 邊 世津子
総 務 課 長	黒 岩 賢 二
人 事 課 長	那 須 隆 輝
行政改革推進室長	徳 松 一 豊
部参事兼財政課長	高 妻 克 明

財産総合管理課長	鬼塚保行
税務課長	蛭原真治
市町村課長	池田幸優
総務事務センター課長	清藤荘八
消防保安課長	寺田健一

会計管理局

会計管理者兼 会計管理局長	長倉佐知子
会計管理局次長	朝稲晃
会計課長	川口千鶴
物品管理調達課長	堀一博

人事委員会事務局

事務局長	田村伸夫
総務課長	小園浩孝
職員課長	森山紀子

監査事務局

事務局長	米良勝也
監査第一課長	山崎博信
監査第二課長	日高栄治

議会事務局

事務局長	渡久山武志
事務局次長	鬼川真治
総務課長	阿萬慎治
議事課長	福島久大
政策調査課長	牧浩一

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村結
政策調査課主任主事	高山紘行

○山下委員長 ただいまから総務常任委員会を

開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりでございます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に5名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 初めに、お礼を2点申し上げます。

1点目でございますけれども、1月15日に開催いたしました第78回国民スポーツ大会冬季大会宮崎県選手団結団壮行式におきましては、濱砂議長に御臨席をいただき、誠にありがとうございました。

3年後に迫りました宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けまして、冬季競技も含めて、さらなる競技力の向上に取り組んでまいりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いいたし

ます。

2 点目でございます。2 月 1 日に開催しました第 28 回若山牧水賞授賞式におきましては、瀧砂議長をはじめ委員の皆様方に御出席を賜り、誠にありがとうございました。

御承知のとおり、若山牧水賞は平成 7 年度に創設されており、今年度の受賞者を含め 32 名が受賞しております。

今後とも、全国に誇れる短歌文学賞として、さらなる発展に取り組んでまいります。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます議案につきまして御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の 2 ページ目、目次を御覧ください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第 57 号「令和 5 年度宮崎県一般会計補正予算（第 7 号）」、それから議案第 58 号「令和 5 年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第 1 号）」であります。

その下の特別議案でございますけれども、「ひなた宮崎県総合運動公園庭球場改修工事に係る工事請負契約の締結について」及び「新宮崎県体育館建設主体工事に係る工事請負契約の変更について」の 2 件であります。

Ⅲ、その他報告事項につきましては、「令和 3 年度宮崎県県民経済計算について」ほか 3 件であります。

内容につきましては、後ほど担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私から、補正予算の概要につきまして説明させていただきます。

資料 3 ページを御覧ください。

総合政策部の 2 月補正予算額は、表の左から 3 列目の補正額にありますとおり、一般会計で 15 億 585 万円の減額をお願いしております。これは

主に、国庫補助決定等に伴うものや、執行残による減額補正、また、国の重点交付金を活用しまして、物価高騰などの影響を受け、厳しい経営環境にありますトラック事業者の支援等による増額補正となっております。

これによりまして、2 月補正後の最終予算額につきましては、表の右から 3 列目、補正後の額にありますとおり、一般会計で 306 億 6,665 万 7,000 円となります。

次に、開発事業特別資金特別会計であります。

表の下から 2 行目にありますとおり、補正額は 378 万 6,000 円の減額をお願いしております。これは、一般会計の繰出額の確定によるものであります。

その結果、総合政策部の補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして、補正後の額の一番上の行にありますとおり 306 億 8,290 万 4,000 円となります。

次に、資料 4 ページを御覧ください。

繰越明許費の補正（追加）であります。

表にありますとおり、「トラック事業者物価高騰対策支援事業」、「国民スポーツ大会九州ブロック大会開催整備事業」、「競技用具等整備事業」の 3 事業で、合計 8,187 万円の繰越しをお願いするものでございます。

また、その下の、繰越明許費補正（変更）でございますけれども、こちらは「県立芸術劇場大規模改修事業」と「県有スポーツ施設整備事業」の 2 事業で、合計 22 億 8,344 万 2,000 円への増額変更をお願いするものであります。

次に、資料 5 ページを御覧ください。

債務負担行為の補正（追加）であります。

表にありますとおり、県立芸術劇場大規模改修事業費の外壁改修とエレベーター 1 号機改修の 2 事業につきまして、追加をお願いするもの

であります。

それぞれの議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

○山下委員長 それでは次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いをいたします。

○中尾総合政策課長 総合政策部の繰越明許費補正及び債務負担行為補正について御説明いたします。

常任委員会資料4ページを御覧ください。

繰越明許費補正（追加）で、3事業8,187万円の繰越しをお願いするものであります。

まず1つ目の、「トラック事業者物価高騰対策支援事業」です。これは、国の重点交付金を活用し、物価高騰対策としまして、今回の補正予算をお願いしているものでありまして、事業実施期間の関係から、令和6年度への繰越しをお願いするものであります。

2つ目の、「国民スポーツ大会九州ブロック大会開催整備事業」及び3つ目の「競技用具等整備事業」ですが、これは令和6年に本県で開催する国民スポーツ大会九州ブロック大会に必要な競技用具の購入や、令和9年の宮崎国スポに向けた競技力向上に必要となる競技用具を計画的に整備するものでありますが、競技用具の銘柄選定等について、関係機関との調整に日時を要しましたことから、繰越しをお願いするものであります。

次に、繰越明許費補正（変更）であります。

これは、11月議会で追加をお願いしました、2事業22億8,344万2,000円の増額変更をお願いするものであります。

まず1つ目の、「県立芸術劇場大規模改修事業」ですが、これは県立芸術劇場の特定天井工事に

ついて、追加工事が生じるなど、工法の検討及び関係機関との調整等に日時を要したものであります。

2つ目の「県有スポーツ施設整備事業」ですが、これは、陸上競技場について、事業主体である都城市において、事業が繰越しとなるものやプール整備において、資材調達に遅れが生じたことなどによるものであります。

続きまして、債務負担行為補正（追加）について御説明いたします。

資料5ページを御覧ください。

県立芸術劇場の外壁改修及びエレベーター1号機改修の2事業について、必要な部材の調達等に時間を要することが見込まれることから、工事の早期着手を図るため、令和6年度までの債務負担行為の設定をお願いするものであります。

続きまして、当課の補正予算について説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

総合政策課の2月補正額は、この表の一番上、左から3列目、補正額の欄であります。一般会計と特別会計を合わせまして5,450万3,000円の減額補正をお願いしております。

右から3列目の欄になりますが、補正後の予算額は40億1,821万6,000円となります。

補正額の内訳は、一般会計が5,071万7,000円の減額、特別会計が378万6,000円の減額であります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

資料7ページを御覧ください。

上から3つ目の（事項）県計画総合推進費144万4,000円の減額ですが、これは、4月に宮崎市で開催しましたG7宮崎農業大臣会合に要する

事業費が確定したことに伴い減額するものであります。

その下の特別会計を御覧ください。

(事項) 繰出金378万6,000円の減額ですが、開発事業特別資金特別会計の繰出金を財源とした環境森林部所管の「流木抑制等バイオマス活用促進事業」、商工観光労働部所管の「脱炭素化技術研究開発支援事業」、農政水産部所管の「未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業」の3つの事業費が減額となったことから、一般会計の繰出金を減額するものであります。

○長友秘書広報課長 秘書広報課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料8ページを御覧ください。

秘書広報課の2月補正額は、表の一番上、左から3列目の補正額の欄のとおり1,088万円の減額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の欄のとおり5億1,733万1,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

資料9ページを御覧ください。

まず、上から3つ目の段の(事項) 広報活動費116万1,000円の減額であります。主なものとしまして、説明欄の1～6にあります印刷物やテレビ放送、ホームページなどの各種広報媒体における県政広報活動費の執行残や、7の「SNSを活用したみやぎの魅力発信事業」において、宮崎の魅力動画を配信する「みやぎひなたc h」のホームページ改修に係る執行残等であります。

次に、その下の段の(事項) 広聴活動費67万円の増額であります。これは、広聴体制充実のため、会計年度任用職員を年度途中で任用したことによるものであります。

○伊福統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料10ページを御覧ください。

統計調査課の補正額は、この表の一番上の左から3列目に記載しておりますが3,488万4,000円の減額であります。これにより補正後の額は、右から3列目に記載しております2億7,940万円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。

まず、上から4つ目の(事項) 労働諸統計費429万4,000円の減額であります。これは、国民の就業、不就業の状態を調査する労働力調査及び事業所における雇用、賃金、労働時間の変動等を調査する毎月勤労統計調査に要する経費でございますが、国の委託費の交付決定に伴う減額や統計調査員の報酬等に不用額が生じたことにより減額するものであります。

次に、2つ下の(事項) 委託統計諸費436万1,000円の減額であります。主なものとしたしましては、説明欄2の一般事務費と5の統計調査業務共通経費でございます。

これは、国が主催する会議に参加するための旅費や会計年度任用職員の報酬などに係る経費であります。国の委託費の交付決定に伴う減額及び事務費等に執行残が生じたことにより減額するものであります。

資料12ページを御覧ください。

最後に、(事項) 漁業センサス費340万4,000円の減額であります。これは、漁業の生産構造、就業構造及び漁業を取り巻く実態を明らかにするため、5年に一度実施される漁業センサスに要する経費でございますが、国の委託費の交付決定に伴う減額及び会議のオンライン開催など、調査に係る経費に執行残が生じたことにより減

額するものであります。

○佐野総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして、御説明いたします。

資料13ページを御覧ください。

総合交通課の補正予算は、左から3列目、総額で2億8,400万4,000円の減額補正をお願いしております。右から3列目になりますが、補正後の額は28億4,006万6,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

資料14ページを御覧ください。

まず、上から2行目にあります(事項)広域交通ネットワーク推進費について6,658万4,000円の増額であります。

増額の理由となっております、説明欄4の新規事業、「トラック事業者物価高騰対策支援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費について2億9,051万6,000円の減額であります。主な内容としては、説明欄の1、「地方バス路線等運行維持対策事業」について2億8,176万6,000円を減額するものであります。

減額の主な理由であります、(1)の「バス路線運行維持対策事業」につきましては、国庫補助の算定方法の見直しによるものでございます。

また、(4)の「宮崎県バスネットワーク最適化支援事業」におきまして、補助対象となる地域間幹線バス路線の運行欠損額が、利用者の回復と路線の見直しによる効率化によりまして圧縮されたことや、当初4路線の転換を見込んで予算を計上しておりましたが、1路線の転換になったことなどによるものでございます。

次に、その下の(事項)航空交通ネットワーク推進費について6,081万円の減額であります。

減額の理由としましては、説明欄の1、「「みやぎの空」航空ネットワーク維持・活性化事業」について、台北線の再開が遅れていることから、国際線の利用促進事業が一部実施できなかったことなどによるものでございます。

次に、その下の(事項)運輸事業振興費について1,176万4,000円の減額であります。主な内容としては、説明欄1の運輸事業振興助成交付金について、補助金の算定に用いる基礎数値を国が確定したことに伴い減額するものでございます。

次の15ページを御覧ください。

新規事業、「トラック事業者物価高騰対策支援事業」について御説明いたします。本事業の予算額は6,812万4,000円で、財源は国の重点交付金を活用いたします。

まず、事業の目的ですが、物価高騰の影響を受けるとともに、物流の2024年問題を控え、価格転嫁が進んでおらず、厳しい経営環境にあるトラック事業者を支援することにより、物流対策を促進し、持続可能な物流網の維持を図ることとしております。

次に、事業の概要を御覧ください。

(1)の事業内容ですが、物価高騰により厳しい経営環境にあっても、物流の2024年問題に向けて、職場環境の整備に取り組んでもらう必要があることから、国が進める、下の①～③のいずれかの認証制度等に該当するトラック事業者に対して、タイヤ購入費用の補助を行うこととしております。

(2)の事業の仕組みですが、宮崎県トラック協会を通じて支援を行うこととしております。

(3)の成果指標としましては、職場環境の改善に取り組むトラック事業者数を、現状の約50%から約70%まで増加させることとしております。

す。

最後に、事業期間は、令和5年度から令和6年度までの2か年度ですが、全額繰越しの上、令和6年度において事業を実施してまいります。

○湯地中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

資料16ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から3列目にあるように2億4,581万円の減額補正で、補正後の額は7億9,577万7,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

資料17ページを御覧ください。

まず、(目)計画調査費の(事項)中山間地域振興対策費で2,503万円の減額であります。主なものとしまして、説明欄の6、「地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業」で1,031万4,000円の減額であります。

これは、中山間地域において、住民が主体となった地域課題への取組、例えば、高齢者等の移動支援サービスの検討や、交流拠点施設整備などに係る経費の一部を支援するものですが、事業化に向けて、地域で協議を継続している案件などもあり、補助申請が見込みを下回り、執行残となったものであります。

次に、9、「中山間地域移動スーパー等導入支援事業」で500万円の減額であります。これは、移動スーパーやよろず屋の開設など、中山間地域の住民の買物支援に取り組む事業者に対して、事業の初期費用の一部を支援するものであります。事業開始時期が遅れるなどの理由から補助申請に至らず、執行残となったものであります。

次に、(事項)地域活性化促進費で4,269万7,000円の減額であります。主なものとしましては、説明欄の3、「未来へつながる地域づくり協創支

援事業」で3,245万円の減額、また、その下の4、「未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業」で972万1,000円の減額であります。

どちらの事業も、市町村が、地域住民または他の市町村と連携し、地域活性化に取り組む事業を支援するものですが、国の交付金事業など他の制度の活用や、事業内容の再検討などを理由に、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことによる執行残であります。

次に、(事項)移住・定住促進費で1億7,027万6,000円の減額であります。主なものとしまして、説明欄の1、「宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業」で1,727万4,000円の減額であります。

これは、移住相談窓口として、宮崎ひなた暮らしUIJターセンセンターを県内外4か所で運営するとともに、都市部での移住相談会の開催や移住定住に取り組む市町村への支援を行うものですが、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことなどによる執行残であります。

また、3、「わくわくひなた暮らし実現応援事業」で1億5,300万円の減額であります。この事業は、本県への移住促進並びに産業人材の確保のため、一定の要件を満たす県外からの移住者に対して、市町村を通じて支援金を支給するものであります。

県外からの移住者数は年々増加しており、令和5年度の当初予算は、最近の増加率を考慮して積算し、支援金の対象となる多くの方々に支給できるよう計上したところですが、市町村からの補助申請が見込みを下回ったことにより、執行残となったものであります。

次に、(事項)エネルギー対策推進費で1,029万9,000円の減額であります。説明欄の1、「水力発電施設周辺地域対策事業」ですが、これは、水力発電施設の周辺市町村が公共施設整備等に

活用できる交付金で、国の交付額の決定に伴い減額を行うものであります。

○守部産業政策課長 産業政策課の補正予算について御説明いたします。

資料18ページを御覧ください。

産業政策課の2月補正額は、左から3列目の補正額の欄のとおり2,415万7,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額につきましては6億786万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

資料19ページを御覧ください。

まず、上から2つ目の(事項)産業政策総合推進費2,625万1,000円の減額補正であります。主な内容としまして、説明欄の2、「クラウドファンディング活用拡大事業」1,517万7,000円の減額、その下の3、「みやざきの食の魅力発信・販路開拓事業」1,077万4,000円の減額であります。これらは、国庫補助の決定に伴い減額するものです。

次に、下から2つ目の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費3,183万9,000円の増額補正であります。主な内容は、説明欄の2、「みやざき産業人材確保支援基金事業」3,408万9,000円の増額であります。

これは、県内企業に就職した若者に対して、奨学金の返還支援金を交付する事業であります。この事業の応援として企業から納付していただいた企業版ふるさと納税寄附金を奨学支援金の財源となる、みやざき産業人材確保支援基金に積み立てるため増額するものであります。

次に、その下の(事項)産業デジタル化推進費1,731万円の減額補正であります。主な内容としまして、説明欄の3、「産業デジタル実装支援

事業」1,460万8,000円の減額であります。

これは、デジタル技術等の導入に伴う県内事業者に対して、経費の一部を支援するものですが、事業者からの補助申請額が見込みを下回ったことなどに伴い減額するものです。

○甲斐デジタル推進課長 デジタル推進課の補正予算について御説明いたします。

資料20ページを御覧ください。

デジタル推進課の補正予算は4,121万5,000円の減額補正で、補正後の額は12億8,667万円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

資料21ページを御覧ください。

まず、一番上の(事項)行政管理費635万円の減額であります。これは、「ICT活用による業務効率化推進事業」において、AI—OCRの利用が当初見込みを下回ったこと等に伴う減額であります。

次に、上から3番目の(事項)行政情報処理基盤整備費591万3,000円の減額であります。これは、職員が使用するパソコン賃借料の入札による執行残等であります。

次に、その下の(事項)行政情報システム整備運営費861万4,000円の減額であります。主な理由としては、説明欄の2、県庁LAN運営費668万3,000円の減額であります。これは、ネットワーク接続の料金プランを見直したこと等による執行残であります。

次に、一番下の(事項)電子県庁プロジェクト事業費ですが2,385万4,000円の減額であります。主な理由としては、説明欄の6、「社会保障・税番号制度システム整備事業」の460万8,000円の減額であります。これは、地方公共団体情報システム機構に支払う負担金の額が確定した

こと等に伴う執行残であります。

また、説明欄の11、「ひなたG I S 防災オープンデータ利活用促進事業」827万6,000円の減額であります。これは、入札に伴う委託料の執行残であります。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

資料22ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり2,163万2,000円の減額で、補正後の予算額は6億3,095万3,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

資料23ページを御覧ください。

下から2つ目の（事項）消費者支援対策費335万6,000円の減額であります。主なものといたしまして、説明欄3、消費者被害防止・解決支援費245万4,000円の減額であります。これは主に、消費生活啓発相談員の報酬や共済費、旅費等の執行残によるものであります。

続きまして、一番下の（事項）消費生活センター設置費200万6,000円の減額であります。これは主に、消費生活センターの光熱水費や庁舎管理に伴う委託料の執行残によるものであります。

資料24ページを御覧ください。

（事項）消費者行政交付金事業費282万円の減額であります。これは主に、各種研修がオンライン開催になったことにより、旅費等の執行残が生じたことや、消費者行政強化に係る市町村への補助金交付額が減となったものであります。

○堀みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案について御説明いたします。

資料25ページを御覧ください。

当課の補正額は、左から3列目の補正額の欄、総額で6億6,182万9,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、98億2,938万2,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

資料26ページを御覧ください。

まず、上から4つ目にあります（事項）県立芸術劇場費3,978万7,000円の減額であります。主な内容としましては、説明欄の1、指定管理料の（1）県立芸術劇場管理運営委託費について2,428万9,000円を減額するものです。

これは、燃油高騰対策に係る費用について、電気の需給契約単価の見直しや光熱費使用料の減少などによるものです。

また、2、県立芸術劇場大規模改修事業費1,520万2,000円の減額であります。これは、エレベーター改修に伴う基本設計・実施設計が不要となったことによるものであります。

次に、その下の（事項）文化活動促進費509万5,000円の減額であります。主な内容としましては、説明欄の6、「文化で紡ぐ地域活力の再興応援事業」395万円を減額するものです。

これは、地域における伝統行事等の再開を支援する事業において、当初の見込みより申請数や申請額が少なかったことなどによるものです。

最後に、一番下の（事項）私学振興費6億1,268万2,000円の減額であります。主な内容としましては、説明欄の1、私立学校振興費補助金は、私立学校に対して経常的経費の一部を補助する事業であります。2億3,046万9,000円の減額については、算定の基礎となる生徒数等が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

説明欄の6、（1）就学支援金は、私立高等学

校等の授業料の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて支援を行う事業であります。1億5,562万1,000円の減額については、申請額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

また、説明欄の8、「私立専門学校授業料等減免事業」は、私立専門学校に対し、低所得世帯の生徒を対象とする授業料等の減免に要する費用を補助する事業であります。1億423万7,000円の減額についても、申請額が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

○中村人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

資料27ページを御覧ください。

人権同和対策課の補正予算につきましては、左から3列目の補正額の欄にありますとおり611万1,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、1億1,719万3,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

資料28ページを御覧ください。

まず、表の上から3段目の(事項)人権同和問題啓発活動費245万1,000円の減額であります。これは、「人権啓発推進強化事業」の国庫委託額の決定に伴う減額によるものです。

次に、表の一番下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費217万7,000円の減額であります。これは、説明欄の1、「宮崎県人権啓発センター事業」における各種人権講座の講師謝金や会場使用料等の執行残及び2の「地域人権啓発活動活性化事業」の国庫委託額の決定に伴う減額によるものです。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 国スポ・障スポ準備課の補正予算について御説明いたします。

資料29ページを御覧ください。

国スポ・障スポ準備課の補正額は、表の左から3列目補正額の欄にありますとおり1億8,347万2,000円の減額であります。補正後の額は91億9,002万3,000円であります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

資料30ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)国民スポーツ大会事業費であります。2億2,630万円の減額であります。

まず、説明欄1の国民スポーツ大会開催準備費6,528万円の減額であります。県準備委員会の負担金について、競技役員養成補助金の額の確定に伴う減額や「市町村施設整備補助事業」において、市町村の事業が翌年度以降に延期となったことなどから、補助金の減額を行うものであります。

次に、説明欄の2、「県有スポーツ施設整備事業」1億6,102万円の減額であります。これは、県有主要3施設の整備について、建築工事や備品購入における入札残が生じたこと等により減額するものであります。

続きまして、特別議案の「工事請負契約の締結」について御説明いたします。

資料33ページを御覧ください。

議案第79号であります。昨年9月の定例会において御承認いただきました補正予算に基づき、ひなた宮崎県総合運動公園庭球場改修工事の請負契約を締結しますことから、県議会の議決をお願いするものであります。

1の工事請負契約の概要であります。工事名称は、「ひなた宮崎県総合運動公園庭球場改修工事」、契約金額は22億7,920万円、契約相手方は、桜木・和広・益田特定建設工事共同企業体で、工期は、契約締結日から令和8年3月31日

までを予定しております。

次に、2の事業の概要であります、(1)、(2)は記載のとおりであります。

(3)の整備内容につきましては、24面のテニスコートを全てハードコートに改修し、そのうち6面をインドアコートに整備するとともに、インドアコート6面を含む18面に照明設備を整備するものであります。また、観客席は約4,500席を予定しております。

次に、3の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでありまして、令和8年4月の全面供用開始を予定しております。

資料34ページは、改修後のイメージ図となっております。

続きまして、特別議案の「工事請負契約の変更」について御説明いたします。

資料35ページを御覧ください。

議案第82号であります、昨年11月の定例会において御承認いただきました補正予算に基づき、アスリートタウン延岡アリーナの工事請負契約の変更を行いますことから、県議会の議決をお願いするものであります。

1の工事請負契約の概要であります、工事名称は、「新宮崎県体育館建設主体工事」、契約金額は、変更前の63億2,267万7,720円から、変更後の67億8,948万9,521円へと4億6,681万1,801円増額するものであります。

また、工期につきましては、契約発効の日から90日間延長し、令和7年12月29日までとするものであります。

次に、2の変更理由であります、物価高騰に伴うインフレスライドや解体工事における設計変更等に対応するため、契約金額を増額するほか、地中障害物の撤去等により時間を要したため、工期を延長するものであります。

次に、3の工事概要につきましては、記載のとおりであります。

○岩切競技力向上推進課長 競技力向上推進課の補正予算について御説明いたします。

資料31ページを御覧ください。

競技力向上推進課の2月補正額は、左から3列目の補正額にありますとおり5,886万1,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額は5億7,003万2,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

資料32ページを御覧ください。

まず、1つ目の(事項)職員費1億1,456万8,000円の増額であります、これは、令和5年度に当課が教育委員会から総合政策部へと組織が移管されたことに伴い、必要な予算を増額するものであります。

次に、2つ目の(事項)体育大会費3,331万3,000円の減額であります、国民体育大会経費における、国民体育大会への派遣者数が見込みより減少したこと等による補助金の執行残であります。

次に、3つ目の(事項)競技力向上推進事業2,239万4,000円の減額であります、主なものは、説明欄2、施設・設備整備でありまして、競技用具等の整備事業において、備品購入の入札残が生じたこと等により減額するものであります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○坂本委員 資料15ページの「トラック事業者物価高騰対策支援事業」について、幾つか教えてください。

まず、この事業の目的の中に、「物価高騰の影響を受け、価格転嫁が進んでいない厳しい経営

環境にあるトラック事業者を支援する」ということがあります。この支援金は1事業者当たりの支払いでしょうか、それとも1台当たりでしょうか。

○佐野総合交通課長 1事業者当たりの支援額になっております。

○坂本委員 タイヤの購入費の補助としていますが、なぜタイヤに縛っているのでしょうか。

○佐野総合交通課長 物価高騰対策ということで、昨年11月の総務省の調べで、タイヤ関係が13.5%値上がりしている状況でございます。

あと、バス事業者を含めタクシー業者もいらっしゃるんですけども、御承知のとおり、昨年、料金の値上げを実施できたところでございますが、トラック事業者のほうは料金値上げにはまだ至っていないというところもございます。タイヤが値上がりしているということで、今回はタイヤの支援をさせていただくというところでございます。

○坂本委員 事業の仕組みとしては、トラック協会からトラック事業者の皆さんに補助がなされるという流れになっていますけれども、トラック協会に加入されている事業者はどのくらいでしょうか。全事業者532者と書いてありますけれども、これは全てトラック協会に加入されていると考えてよろしいのでしょうか。

○佐野総合交通課長 トラック協会に加入していない事業者も含めた合計が532者でございます。昨年3月末時点でのトラック協会の加入者は463者になっております。

○坂本委員 全体の予算6,800万円余に対して、全事業者の532者で割っても12万7,000円ぐらいです。いろいろ条件がありますけれども、全ての事業者に手当をしても、そんなに額は変わらないのではないかという印象があるんですが、

あえて条件をつけて支援をつけた——働きやすい職場認証制度に加入しているとか、安全性優良事業者であることとか、さらに、トラック協会に加入しているというのも一つの条件になりますよね。あえて条件付にした理由を教えてください。

○佐野総合交通課長 まず、トラック協会への加入は支援の条件ではありません。

トラックを10台以上持っているような大手や中小の事業者については、7割ぐらいが条件としている認証を受けている状況ですが、10台未満の小規模事業者については、3割ぐらいしか認証を受けていないという状況でございます。

そういった中で、今後、ドライバーを確保していく上では、労働環境の改善が非常に重要になってきます。資料15ページの③に書いています「ホワイト物流推進運動」については、物流の効率化などを含めて、女性や60代の運転者等も働きやすいホワイトな労働環境を目指して頑張りますという自主宣言をするだけで、この運動に賛同したという形になりますので、ぜひ小規模事業者にもそういった意識を持っていただきたいという意図も込めて、このような事業にさせていただいているところでございます。

○坂本委員 物価高騰に対する支援をしながら、それぞれの事業者の職場環境も改善させていくことも狙いとしているということで理解してよろしいですね。

もう一つ、庭球場のことを教えてください。

私も一般質問等で取り上げてきたところですが、資料33ページに事業の概要と今後のスケジュールがあり、令和8年4月から全面供用開始となっております。

資料33ページに記載してあります整備内容及び資料34ページの改修イメージで、テニスコー

トがきれいになっている様子が分かります。これまでの説明でありました、プロの試合等も誘致する目的のために活用されていくと理解していますけれども、テニスコートを選手が利用する場合に、クラブハウスなどの附帯する施設は、供用開始に合わせてつくられるのか、その後、整備されていくのでしょうか。そういった計画があるのか教えていただけますか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 テニスコートの改修工事の中で、管理棟とクラブハウス、屋根の工事といった部分も一体的に行う予定にしております。

契約締結の概要につきましては、テニスコートのサーフェスや照明、観客席について説明させていただきましたけれども、クラブハウス等については、当初予算で説明させていただく予定にしております。供用開始についても、令和8年4月に間に合うよう進めていきたいと思っております。

○岩切委員 資料32ページの減額補正については、国民体育大会の派遣人数が減少したためというお話でございました。

割合的に相当大きい減額で、国民体育大会に行かれる方が減っているといった結論になっているのだろうと思うんですけれども、3～4年後に宮崎県でやろうとしているのになぜ減少してしまったのでしょうか。まだ新型コロナなどへの警戒があるとか、いろいろ事情があるのかと思います。見込みをこれだけ下回った理由を教えてください。

○岩切競技力向上推進課長 今年度行われました鹿児島県での国民体育大会については、当初700名ほど出場を見込んでおりました。

ただ、国民体育大会九州ブロック大会を突破しないと国民体育大会に行けない競技もござい

まして、その九州予選を兼ねております国民体育大会九州ブロック大会で出場権が獲得できなかった競技がありました。そのため、鹿児島県で開催された国民体育大会に出場したのは471名ということで、このような金額になっております。

○岩切委員 宮崎県での開催では九州ブロックの予選を通過しなくても参加できるという条件でしたか。予選を通過しなくても参加できるから、それでいいかという感じなのか、それとも常に予選通過できるように頑張っていこうという計画が今から実を結んでいく流れなのか、そのあたりをお聞かせください。

○岩切競技力向上推進課長 令和9年に本県で開催されます国民スポーツ大会では、九州ブロックの予選を免除されますので、全競技に出場できることになっております。今のところ、青年、少年を含めまして900名が参加できることになっております。

当然、当年度だけ参加しても、なかなか力を発揮できるものではありませんので、前年の青森県での国民スポーツ大会や、その前の滋賀県で行われる国民スポーツ大会で、九州ブロック大会を突破して慣れするといいますか、事前に国民スポーツ大会の雰囲気を知ってもらって、令和9年に備えてもらいたいと思っております。もちろん目標は九州ブロック大会をできるだけ全競技で突破し、多くの人数が国民スポーツ大会に出場して、令和9年を迎えたいと考えております。

○福田副委員長 資料15ページの「トラック事業者物価高騰対策支援事業」についてです。

「物流の2024年問題を控え」とありますが、これについて具体的に教えてください。

○佐野総合交通課長 物流の2024年問題は、ト

トラックドライバーやバスの運転手に4月から適用される働き改革の一環で、年間の時間外労働時間の上限が960時間に制限されます。基本的にトラックドライバーの場合は、国の平均で1日12時間労働というところがございますので、その規制を受けることで、労働時間が減る分輸送も減ると、荷物が運べなくなるという問題になっております。

○福田副委員長 そういう問題に対して、「物流対策を促進」とあるんですけども、例えば、輸送の方法といった働き方改革の対策は、具体的にあるのでしょうか。

○佐野総合交通課長 県としては、運輸業については、燃油の高騰対策などは支援させていただいていますが、基本的には、国全体の問題というところで、国が主導して、法律改正含め、荷主との契約の見直しなどを順次進めているところでございます。そのような動きと連動しながら、補完するような形で、県としては、県内事業者はどういった対応ができるかということで、いろいろな対策をしているところです。

○福田副委員長 労働時間を考えていくと、宮崎県としては、フェリーをどんどん使うという方法も出てくるんじゃないかと思いますが、それはどうですか。

○佐野総合交通課長 まさしくそのとおりでございます。国もモーダルシフトの推進という形でうたって、取組を進めているところでございます。2年ほど前から、この問題に対応しているところなんですけれども、本県のカーフェリーの貨物については伸びている状況でございます。

○福田副委員長 最後に、輸送の方法として、例えば、AからBまで1人で運ぶのではなく、国で対処するということがおっしゃったんで、

シャーシだけ置いて、バトンタッチしていくとか、そういう案は出てこないですか。

○佐野総合交通課長 どちらかというと、ROR船という貨物専用フェリーだけでなく、八興運輸が細島から、今でもシャーシの輸送という形で運行していっています。今後も、シャーシでの輸送というのは増えていく傾向にあるところでございます。

それと併せて、県としても適正価格で荷物を運んでいただくことが非常に重要な根本にありますので、昨年の12月から昨日まで、荷主、運送事業者、消費者向けのCMを県内向けに流すといった取組をしているところでございます。

○脇谷委員 「わくわくひなた暮らし実現応援事業」についてですが、執行残が1億5,000万円ほどあります。

令和5年度の当初予算で、国からの補助部分と県の単独部分がありました。市町村からの補助申請が少なかったということでしたが、どちらが少なかったのでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 首都圏からの移住者を対象にした国の制度のほうが、少し想定していたよりも少なかったところです。

○脇谷委員 国からの補助については東京圏から、県単独予算としては福岡県や大阪圏も含めるということで、両方とも補助申請の内容やボリュームを大きくされたということなんですけれども、市町村からの補助申請が少なかったのは、使い勝手が悪かったんじゃないかというのが一つあります。一定程度の要件を満たして100万円がもらえるかどうかというところが微妙ですけれども、申請できなかった要因としては、こういったところがあるのでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 これは見込みの立て方の部分があるんですけども、令和5年

度の移住支援金の見込件数を538件としておりました。なぜこういう件数にしたかという、令和3年度の支援金の支給実績が186件で、令和4年度の11月補正時の件数が350件でした。その伸び率を反映して538件を割り出したんですが、現時点での交付決定自体が316件ございます。

予算を積算した際には、県外の方や移住者から市町村に対して、移住支援金に関する問合せがかなり増えているという情報がありました。支援金が移住後1年以内であれば申請可能ですので、例えば、令和4年度に申請されなかった方が、年度を超えて申請するようなケースもあるということ想定し、予算が枯渇して、対象者に支給できないことがないように予算組みを行ったところであります。

○脇谷委員 令和5年度は538件を見込んでいたということですが、現在、見込みとしてはどのような状況でしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 現時点で交付決定が316件ですので、思ったよりは少し少ないというところがございます。

○脇谷委員 これを反映して、次も500件を見込んでいきたいという感じですか。

○湯地中山間・地域政策課長 宮崎県への県外からの移住自体を考えると、好調に推移しています。支援金は移住対策の中核となるような重要な事業だと思っていますので、予算が足りなくなるといった状況は避けたいと思っています。この数字を維持できたらと思っています。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは次に、その他の事項に関する説明を求めます。

○伊福統計調査課長 令和3年度宮崎県県民経済計算について御説明いたします。

お手元に別冊の資料1をお配りしておりますが、常任委員会資料のほうで御説明させていただきます。

資料36ページを御覧ください。

まず、1、「県民経済計算とは」であります。

県民経済計算は、県内の1年間の経済活動によって生み出された付加価値を、生産、分配、支出の3つの側面から把握して、県全体の経済の実態を包括的に捉える指標であります。

3つの枠で囲っておりますが、1つ目の県内総生産（生産側）は、県内の生産活動によって生み出された付加価値を産業別に示したもの、2つ目の県民所得（分配側）は、生産された付加価値が、雇用者への報酬や企業の所得等どのように分配されたかを示したもの、3つ目の県内総生産（支出側）は、生産された付加価値が、どのように家計の消費や企業の投資等に回ったかを示したものととなります。

資料37ページを御覧ください。

2、「県民経済計算で分かること」としまして、（1）～（4）に記載しておりますが、1年間の経済活動の成果として、県内総生産額や経済成長率を把握できるほか、本県の経済構造や所得水準などを確認することができます。

資料38ページを御覧ください。

3、「令和3年度宮崎県県民経済計算の推計結果」であります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外食や旅行といったサービス関連の消費で厳しい状況が続いた一方、スギ素材生産や民間土木工事、貨物輸送量の増加など、企業の生産活動に持ち直しの動きが見られました。

この結果、四角囲みにありますように、令和3年度の経済成長率は、名目で1.9%の増加、実質で2.2%の増加となり、いずれも3年ぶりのプ

ラス成長となっております。

1つ目の黒丸、県内総生産につきましては、名目が3兆7,065億円、実質が3兆6,337億円となっております。

また、2つ目の黒丸、県民所得につきましては、2兆5,562億円となっており、これを県の人口で割った1人当たり県民所得は——これは企業の利潤などが含まれているため、県民個人の給与や収入の水準を示すものではございませんが——240万9,000円となっており、対前年比で4.6%の増加となっております。

資料39ページの図—1を御覧ください。

本県の実質の経済成長率を実線で示しております。本県経済は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で大きく落ち込みましたが、令和3年度は2.2%増となり、おおむね国と同様の動きとなっております。

次に、図—2を御覧ください。

1人当たり県民所得と国民所得の推移ですが、令和3年度の1人当たり県民所得は240万9,000円で、4年ぶりの増加となりました。また、1人当たり国民所得を100とした場合の所得水準を折れ線グラフで示しておりますが、令和3年度は76.3となり、近年は77程度で推移しております。

資料40ページを御覧ください。

先ほど触れました、生産・分配・支出の3つの側面から、それぞれの特徴について御説明いたします。

まず、県内総生産の生産側についてであります。

右側に記載しておりますが、生産構造は、第1次産業が4.7%、第2次産業が25.0%、第3次産業が69.5%となりました。

左の表を御覧ください。

この表は、産業ごとの実数（総生産額）、増加率等を示しております。

1行目の左から3列目ではありますが、名目の県内総生産は、全体で前年度比1.9%の増加となっております。

1つ目の網かけの第1次産業は、林業が増加した一方で、農業や水産業が減少し、全体としては0.5%の減少、2つ目の網かけの第2次産業は、建設業をはじめ、鉱業や製造業でも増加が見られ、全体として2.1%の増加、3つ目の網かけの第3次産業は、4つ目の宿泊・飲食サービス業などが減少した一方で、その上の卸売・小売業、運輸・郵便業などが増加したことから、全体としては1.6%の増加となっております。

資料41ページを御覧ください。

県民所得の分配側についてであります。

表の1行目、左から3列目ではありますが、県民所得全体では3.8%の増加となっております。

内訳としましては、網かけの部分になりますが、賃金や俸給などの県民雇用者報酬が1.5%の増加、家計の利子や配当等の財産所得が5.1%の増加、企業所得が11.4%の増加となっております。

最後に、資料42ページを御覧ください。

県内総生産の支出側についてであります。

全体では、前年度比1.9%の増加となっており、内訳としましては、網かけの部分になりますが、家計の消費支出等の民間最終消費支出が3.3%の増加、県や市町村の物件費等の地方政府等最終消費支出が0.8%の増加、住宅や企業の設備投資費等の県内総資本形成が10.0%の増加となっております。

○佐野総合交通課長 資料43ページを御覧ください。

宮崎県地域公共交通計画の策定について御説

明させていただきます。

本計画につきましては、昨年度から策定を開始し、当委員会におきまして、6月に計画の骨子案を、そして11月に素案を説明させていただきましたが、今回、パブリックコメント及び策定主体であります、宮崎県地域公共交通協議会での審議を経て、計画がまとまりましたので、御報告をさせていただくものでございます。

まず、1の計画策定の理由であります、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正等により、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通計画の策定が、令和6年度以降の地域間幹線バスに係る国庫補助の要件となったことを受けまして、策定したものでございます。

次に、2の策定経過につきましては、ここに記載のとおりであります、本日御説明いたします計画につきましては、去る2月8日に開催いたしました同協議会において審議し、御承認いただいたものでございます。

資料44ページを御覧ください。

3の計画の概要であります。(1)の計画の区域等につきましては、全県域を対象といたします。当面は、複数の市町村にまたがる広域的なバス路線を中心とした計画としております。

また、(2)の計画の期間につきましては、令和6年度から令和10年度までの5年間としており、(3)の目指す姿等につきましては、下段の表のとおりでございますが、方針や目標等を含め、11月に本常任委員会で御説明させていただいた内容から変更はございません。

資料45ページを御覧ください。

(4)の目標達成のための施策事業であります、こちらも11月に御説明いたしました内容から大きな変更はございませんが、本常任委員

会や協議会などでいただいた主な御意見等への対応につきまして、御説明させていただきます。

まず、①の需要の掘り起こしに向けた取組の1つ目の丸、「バス利用促進協議会の設置と効果的な利用促進策の検討・実施」につきまして、利用者の声を反映すべきとの御意見があったことから、利用促進協議会におきまして、バス利用に係るアンケートを実施することとし、必要な予算を令和6年度当初予算に計上させていただいたところです。

なお、詳細につきましては、改めて当初予算に係る本常任委員会にて御説明させていただきます。

また、利用促進策を検討する上で、ターゲットを明確にすべきとの御意見や若年層向けの取組も検討していくべきとの御意見がありましたので、利用促進協議会では、子供や若者層、また就業者、高齢者など、しっかりとターゲットを意識しながら、あらゆる世代に向け、利用促進策を検討してまいります。

資料46ページを御覧ください。

②の運行の最適化・効率化につきましては、変更はございませんが、2つ目の丸、「デジタル技術を活用した運行の効率化」について、本日から宮崎市の恒久・田吉地区におきまして、AIデマンドバスの実証運行をスタートさせたところでございます。

次に、資料47ページを御覧ください。

③の運行基盤の整備・充実に向けた取組でございます。2つ目の丸、「大型二種免許の取得支援等による運転士確保」につきましては、移住者の取り込みや女性運転士の確保も重要な視点との御意見があったことから、計画本文におきまして、県内外での就職説明会の開催、女性運転士の確保を明記したところでございます。

説明は以上でございますが、今後、本計画に基づく取組を関係者が一体となって着実に推進し、しっかりと検証し、改善を加えながら、バスを将来にわたり持続可能なものとしてまいりたいと考えております。

続きまして、資料48ページを御覧ください。

今回、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略を改定いたしましたので、御報告いたします。

まず、1の改定の趣旨でございますが、本戦略は、県総合計画のアクションプランに定められた交通及び物流に関する施策を効果的に展開していくため、具体的な取組を体系的に示すものとして策定したものでございまして、昨年6月に新たなアクションプランが作成されたことに伴い、本戦略についても改定を行うものでございます。

次に、2の戦略の期間でございますが、令和6年度から令和9年度までの4年間としております。

3の改定経過でございますが、昨年12月の常任委員会におきまして、素案の説明をさせていただいた後、パブリックコメントを実施したほか、関係機関への意見聴取を行ったところでございます。

その上で、1月26日に、庁内の関係課長で構成される宮崎県交通・物流対策推進本部の幹事会において審議し、2月14日に知事をトップとする同本部会議にて審議の上、決定したところでございます。

次に、資料49ページを御覧ください。

4の戦略の構成であります。本戦略は交通と物流に大別しており、上段のⅠの「本県の交通・物流を取り巻く環境」を踏まえながら、Ⅱの「本県交通・物流の現状と課題」をそれぞれ抽出しております。

交通では、利用者の減少・運転手不足など、物流では、物流の2024年問題などを課題として認識しているところでございます。

こうした課題に取り組むため、Ⅲにありますとおり、目指す目標を「将来にわたって県民生活や県内産業の成長・発展を支える交通・物流ネットワークの構築」と定めております。そして、この目標を達成するため、それぞれの基本方針を定めております。

まず、交通の基本方針ですが、「持続可能な地域公共交通ネットワークの構築」と「国内外との交流を活性化させる交通ネットワークの構築」としており、物流の基本方針は、「安定輸送を担う物流ネットワークの構築」と「効率的な輸送体系の実現」としているところでございます。

また、交通・物流に共通の基本方針として、「災害に強い交通・物流体系の確保」と「交通・物流分野の脱炭素化の推進」を掲げております。

これらの基本方針に基づきまして、関係部局が連携しながら、Ⅳの展開する主な取組を実施していくことにしております。

これにつきましては、資料50ページで御説明いたします。資料50ページを御覧ください。

5の展開する主な取組でございます。

基本方針に基づく施策ごとに代表的なものを御説明いたします。

赤くマーカーしてある箇所が、改定に当たり新たに加えたポイントとなっております。

まず、(1)の交通の主な取組ですが、施策1から施策3については、先ほど御説明いたしました、宮崎県地域公共交通計画で定める、バスを中心とした取組内容となっており、引き続き利用促進に取り組むほか、路線バスのAIデマンド化といった運行の最適化・効率化や、大型

二種免許の取得支援等による運転士確保などを進めてまいります。

次に、施策5の「国内拠点間の円滑な移動を支える広域交通ネットワークの維持・充実」ですが、東九州新幹線など、高速鉄道網の整備促進や長距離フェリー航路の利用促進、国内航空における地方間路線やLCC路線の充実に向けた誘致や要望活動を実施してまいります。

また、施策6の「海外との交流を活性化させる国際交通ネットワークの構築」につきましては、コロナ禍によって運休となっている国際定期便、宮崎—台北線の早期再開を図るため、チャーター便を含む誘致活動やセールス活動を積極的に実施してまいります。

次に、資料51ページを御覧ください。

(2)の物流の主な取組でございます。

施策2の「安定輸送の実現に向けた物流構造改革の推進」であります。物流の2024年問題対策として、業務の自動化・機械化による省力化といった物流DXの推進や、船舶や鉄道へのモーダルシフトに積極的に取り組んでまいります。

施策4の「荷主・消費者への理解促進」につきましては、物流2024年問題対策には、荷主や消費者の理解・協力が不可欠であることから、物流をテーマとした大会の開催など、意識改革や行動変容を促すための啓発活動を実施いたします。

次に、(3)の共通の主な取組につきましては、今回、新たに設けた施策2の「環境負荷の少ないグリーンな交通・物流の促進」では、バス事業者と連携したEVバスの導入に向けた検討や、モーダルシフトや積載率向上等による物流システムの効率化などを進めてまいります。

次に、資料52ページを御覧ください。

6の数値目標でございますが、戦略を進めるに当たって、アクションプランに掲げている目標のうち、交通・物流に関するものを抜粋し、本戦略の数値目標としております。目標値は、令和8年度までのものとなっておりますが、本戦略の最終年となる令和9年度は、これを上回る数値の達成に向けて取り組んでまいります。

なお、コロナ禍の影響を大きく受けた旅客関連の数値につきましては、現況と目標値に大きな差があるため、コロナ禍前である令和元年度の数値を参考として掲載しております。

最後になりますが、今回、改定いたしました本戦略を着実に推進するため、知事を本部長とする宮崎県交通・物流対策推進本部会議を中心に、庁内関係部局はもとより、民間事業者や関係機関等ともしっかりと連携を図りながら、取り組んでまいりたいと考えております。

○守部産業政策課長 資料53ページを御覧ください。

産業におけるデジタル人材育成のための取組指針について御説明します。

まず、1、指針の策定趣旨についてであります。

下線の部分ですが、この指針を策定することで、県内事業者のデジタル化への意識を高めながら、県や産業支援団体、教育機関等の県内関係機関が連携して、産業のデジタル化に向けた取組を加速させ、将来に向けて、本県地域産業の活力を維持していくことを目指してまいります。

次に、2、産業のデジタル化に関する現状と課題についてであります。

昨年6月から10月にかけて、県内事業者アンケート調査を実施しております。

その概要につきましては、11月の当委員会に

において御説明しましたので、そのポイントのみ記載しております。

回答者の9割以上がデジタル化に取り組み始めている一方で、デジタル化への戦略等を策定し、計画的・継続的な取組を行っている事業者は少ない状況にあります。

また、デジタル化に取り組む上での課題としては、ITシステム・デジタル技術等の知見や社内体制・組織の整備、投資予算の確保、人材の育成・確保が上位を占めておりました。

これらの状況を踏まえて、青い矢印の下になりますが、特にその基盤となる人材の育成・確保が最も重要と考えております。

資料54ページを御覧ください。

3、目指すべき姿についてであります。

下線の部分ですが、一定の専門資格を有し、デジタル化戦略の高度化やシステムの運用・開発などを行う、いわゆるIT人材に加えて、基礎的なデジタル技術の情報や活用手法等に関する知識を有し、社内のデジタル化を推進することができる人材を広く「デジタル人材」と位置づけ、各産業において人材育成に取り組むことで、デジタル化による生産性向上につなげてまいりたいと考えております。

(1)、当面の目標ですが、県内事業者において、当面不足していると考えられるデジタル人材約1万5,000人を、令和10年度までに育成していくことを目標としております。

この1万5,000人の推計につきましては、下の枠で囲んでいる部分になりますが、県内事業者のうち一定の雇用があり、施策効果が高いと考えられる従業員5人以上の事業者が約2万事業所となっております。

今回のアンケートでは、デジタル化に取り組む上で、人材育成や確保を課題としている事業

者が37%となっていることから、約2万事業所の37%、約7,500事業所においてデジタル人材が不足していると推計し、さらに、それぞれの事業所に最低2名のデジタル人材が必要であると考えられることから、当面約1万5,000人の育成が必要と推計しております。

あくまで一定の条件に基づく推計であり、県及び関係機関が人材育成に取り組む上での一つの目安となるように設定したところであります。

資料55ページを御覧ください。

(2)、目指すべき姿のイメージをお示ししております。

赤い矢印が示すように、令和10年度までに1万5,000人のデジタル人材を育成・確保した上で、さらに継続的に取り組むことで、県内産業のデジタル化を推進し、生産性向上による地域経済の活性化につなげてまいります。

下の図では、段階的にどのような人材を育成していくかを示しております。一番下の「児童生徒に対する基礎的情報教育」では、小中学校、高校において、デジタル社会に適応していくための資質・能力を備えた人材を育成します。

その上のStep1では、産業系の高校や高専、大学等においてデジタルの基礎教育や専門教育を学習し、デジタル社会に対応できる人材を育成します。

その上のStep2では、デジタル化に成功している先進事例やデジタル活用スキル等を学習し、社内の啓発・意識向上等につなげていく人材を育成します。

その上のStep3では、業務改善やデジタル化推進に必要なスキルを学習し、社内のデジタル化戦略等の立案・実行など、リーダーとして活躍できる人材を育成します。

このように、それぞれの役割に応じて学習を

深めていただき、特に意欲と適性のある人材につきましましては、一番上のE x p e r tとして、専門的なデジタル人材を目指していただきたいと考えております。

資料56ページを御覧ください。

4、取組の方向性についてであります。

県や関係機関それぞれの役割を示しておりますので、主な内容を御説明します。

(1)、県の役割についてであります。

県は、機運醸成のための情報発信や啓発・理解促進に取り組むとともに、関係機関と情報共有・連携しながら、デジタル人材育成に向けた効果的な施策を展開してまいります。

具体的な取組についてであります。①の事業者に向けた取組として、経営者、従業員いずれもセミナーによる理解促進を図るとともに、それぞれの役割に応じた階層別のデジタルスキル研修等に取り組みます。

次に、②の求職者等に向けた取組として、多様なメニューを備えたITスキル研修や職業訓練等に取り組みます。

次に、③の学生等、未来の本県産業を担う人材に向けた取組であります。ア、基礎知識及び情報リテラシーの向上として、「宮崎県“教育の情報化”推進プラン」に基づく指導・教育や教職員の研修等に取り組みます。

また、イ、実務につながるITスキル等の向上として、学生を対象とした学外でのITスキル研修のほか、学生の県内就職率向上に向けた取組を推進します。

次に、④の特定分野における人材育成の取組であります。ア、林業におきましては、スマート林業を推進するために、みやざき林業大学校と連携した必要な研修等の充実に取り組みます。

イ、農水産業におきましては、スマート農業の普及・高度化に向けて、農業系高校・農業大学校による農業新技術の学習機会の提供やICT等を活用した海況情報の提供等に取り組みます。

ウ、建設業におきましては、ICT活用工事に関する研修会や国土交通省と連携した技術講習会等に取り組みます。

次に(2)、産業支援機関、事業者の役割についてであります。

各産業団体におきまして、それぞれDXセミナー・研修会等を実施するとともに、県が実施する研修等の所属会員に向けた周知・広報に努めることとしております。

また、事業者自身におきましては、社内の意識啓発や外部研修への参加による社員のリスクリテラシー推進に取り組むこととしております。

次に、(3)、高等教育機関等の役割についてであります。

産業系の高校や大学等において、全学的な情報リテラシー向上や、レベル・専攻分野に応じたデジタル教育等に取り組むこととしております。

次に、(4)、市町村の役割についてであります。各市町村ごとの独自の人材育成に取り組んでいただくとともに、県としても情報共有を図りながら、各地域の実情に応じた人材育成の取組を促してまいります。

最後に、5、取組の推進体制についてであります。庁内の関係各課による宮崎県デジタル化推進本部地域産業部会及び県内産学官で組織する宮崎県デジタル社会推進協議会において、毎年度取組の進捗状況等を確認しながら、より効果的な取組について検討を行ってまいります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○川添委員 資料44ページの宮崎県地域公共交通計画ですけれども、収支の改善のところで、広域的なバスの収支率の指標が、令和4年度の50.8%から目標60%となっていますが、バスの収支率について、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○佐野総合交通課長 基本的には、地域間幹線——バスを含め、もともと赤字の路線を市町村をまたぐ広域的な交通で守る必要があるというところで、国、県、市町村で守っている路線となります。

そういった中で、運行経費に対する運賃の収入について、令和4年の50.8%から何とか収入を上げて、60%まで持っていきたいという計画を立てているところでございます。

ちなみに、令和5年度の数字ですと、収支率は56%となっているところでございます。

○川添委員 いずれにしても、これは、収入率が60%ということで、赤字が40%となりますが、改善していくということですね。

あと、資料46ページにある宮崎市恒久・田吉地区のA I デマンドバスの実証運行について、いつぐらいまでか、こういった内容なのかもう少し詳しく教えてください。

○佐野総合交通課長 宮崎市の恒久・田吉地区については、本日から実証運行となります。宮交シティと南宮崎駅といった交通結節点を含め、一定の地域で行います。住宅地が密集しているわけですけれども、バス停まで歩いていくとかなり遠いというところを、一定のエリアを区切って、通常のバス停に加えて新たにバス停をつくって、邪魔にならないように道路に「この位置ですよ」と貼ってあるんですが、スマートフォンのアプリや高齢者の方もいらっしゃるので電話

でも予約を受付します。事前に予約をすれば、そのバス停まで迎えに来てくれるというものです。

朝夕は通勤通学の利用者が多いものですから、大型バスが通常通り運行しています。基本的には、午前10時から午後5時までの間、9人乗りのワンボックスカーを使ってきめ細かく、直前に予約が入っても、コースを変えながら行きたいところまで乗せていってくれるという仕組みで今回スタートいたします。

来年度に向けても、県北か県西辺りで実証運行を目指してやっていきたいと思っているところでございます。

○川添委員 運営主体と、回していく台数について教えてください。

○佐野総合交通課長 2台で回しており、宮崎交通が運行しているところでございます。

○川添委員 自動運転バスを実験的に導入されている市もあると聞いているんですが、今後の自動運転の実験については、具体的に何か出ているのでしょうか。

○佐野総合交通課長 自動運転のほうも公道の実験は実際運転席に誰もいない、いわゆるレベル4で福井県の永平寺町がやっておりますが、現在は、万一のときに止まれるようにレベル3で、国も全国的に推進しようと一生懸命取組をしているところでございます。

県内の市町村でもそういう実証実験に取り組みたいと、私どもにも相談は来ているところでございますけれども、いつからどうというところまでは固まっていない状況でございます。

○岩切委員 資料41ページの県民所得の数字について、企業も含めて1人当たりを計算するんだというような話をされました。1人当たり240万9,000円になる計算ですね。2兆5,562億円を

割る母数に企業も含めるということでした。

自然人で1人当たりとか1世帯当たりとか、そういう数字があるなら教えていただきたいです。

○伊福統計調査課長 1人当たりの県民所得につきましては、県民所得を県の総人口で割ったものということで、基本的には経済水準を県民ベースで表す指標の一つとなっております。

その中には、企業所得、財産所得等も含みまし、割る人口の中には、仕事に従事していない子供や高齢者なども含まれていますので、通常イメージされるような個人の所得水準を表すものではないということになっております。

お話のありました1人当たりの年収ベースというものは、県民経済計算では算出していないところでございます。

○岩切委員 県民1人当たりとずっと誤解をしていた部分があって、これで出ないとすれば、宮崎県民103万人の1年に受け取る所得はこれだというものが別の統計などで出るのでしょうか。

○伊福統計調査課長 県が所管している統計では、1人当たりの所得が出るものはございません。ただ、賃金構造基本統計調査の中では、例えば、毎月の決まって支給する現金給与額の順位が出ますし、県が国から委託を受けております毎月勤労統計調査では、毎月の給与額が出ますので、その結果での全国順位などは出ているところでございます。

○岩切委員 1人当たりの県民所得ということで、順位がどうだという話をずっとしていた思があるんですけれども、企業数などが影響するようでありまして、都道府県ごとの経済力を順位づけするものとしては、適当なものなのかどうかという疑問が湧き始めています。

この数字でずっと言ってきた関係もあって、

低いので上げましょうという話だったんですが、企業数が増えれば増えるほど、割り算すれば小さくなる気がするんですが、どのように捉えればよろしいでしょうか。

○伊福統計調査課長 県民経済計算は、県経済の実態を包括的に明らかにして、総合的な県の経済指標として経済施策に資することという、大きな目的のための指標となっております。

このつくりにつきましては、国内総生産——GDPと同じ国際標準方式に基づいて、各県で推計をしているところであります。基本的には、国民経済計算と比較して、県民経済計算がどれぐらいの位置にあるか、もしくは、ほかの県と比較して、例えば産業構造や産出額の関係、1人当たりの県民所得などを比較することができるところで、一律の基準に基づいて比較できる指標となっておりますので、そういう位置づけで御理解いただければと思います。

○二見委員 経済界でいう三面等価の流れを県バージョンでやっているということで、支出と生産は同じ額になっているけれども、県民所得は1兆2,000億円くらい減っているということは、県で生み出している経済がどこか外に流れ出ているという見方でよろしいでしょうか。

○伊福統計調査課長 三面等価の話でいきますと、県内総生産の生産側・支出側と県民所得の数字が異なる点につきましては、減価償却費や補助金などが県民所得では増加している一方、県外からの配当とか利子とか、そういうものを加えているということで、県内総生産とは金額が異なっている状況になります。控除するものとしがないものがあるということでございます。

○二見委員 結局、何が分かるのかなというのがね——他県と比較するときの目安というか、割り算の分母になるものが変わったときに、そ

のまま比較していいのかとか、分母の構造がどうなっているのかとか、もう少し理解が深まるような、深掘りできるような資料やデータといえますか、もっと宮崎県の現状を表現できるようなデータに加工していくことはできないのかなと思っています。出さないといけないのか分からないのですが、この数字だけ出てきても、いつもそこで止まってしまっていて、すっきりしないです。

○伊福統計調査課長 今回の御報告は、数字が出たからというところもありますけれども、他県との国民経済計算は、国が既に出しておりますので、比較することができます。ただ、県民所得等の他県との比較につきましては、他県から結果が順次出ているところであり、そろっていない状況となります。

例えば、1人当たり県民所得ランキングのようなものにつきましては、去年は国が取りまとめて9月くらいに発表しています。宮崎県の産業構造と他県の産業構造の違いについては、そういった状況になったときに、比較分析や要因分析ができると考えております。

○二見委員 結局、宮崎県が進むべき方向性を導き出せるようなデータの確保の仕方が必要なのかなと思います。毎年、都道府県や市町村のデータが載った統計データブックが出ますよね。あれはデータの基であって、データは加工して使えるものにしなければ意味がないので、宮崎県の強みがどういうところで、伸ばすのはここだとか、弱みはここだからここを補強していかなければならないとか、そういった資料の提供があると非常にありがたいと思います。私も勉強しますが、今後検討していただきたいと思います。

○重黒木総合政策部長 おっしゃるとおりだと

思っておりまして、県民経済計算そのものは、県全体の企業も含めた経済の規模がどの程度あるか、それを毎年比較することによって、増えているのか、減っているのかを見るというのが一つありますので、県全体の県力——県の力がどの程度あるかを見るということにあると思っています。

加えて、産業構造も第3次産業が多いとか第2次産業が多いとか第1次産業が多いとか、いろいろありますので、課長も答弁しましたように、どういう構造になっているのか各都道府県と比較をしてみて、初めてどういう状況にあるかが客観的に見えてきますので、強みと弱みをしっかり分析して、今後の産業振興政策に生かしていくものと思っています。

これも含めて、いろいろな賃金の指標や様々な統計があります。そのような統計も含め、今回、アクションプランをまとめましたけれども、全てこういった統計データを踏まえて、進むべき方向性を示していますので、分かりやすく御説明できるような機会を設けたいと思います。

○二見委員 生成AIに勉強させるようなものを開発できないかと思ったところでした。

○岩切委員 資料56ページ、産業におけるデジタル人材育成のための取組指針について確認したいのですが、デジタル人材を育成していくことは、1万5,000人という数字も含めて大変大きなことだと認識しました。教える側を十分に確保しないといけないということ、教える側が共通して県のこの方針に沿って、いろいろなレベルに合わせたスキルアップを図っていかないといけないということで、そのあたりのコーディネートはどこがされるのか教えてください。

○守部産業政策課長 大手の富士通やNECなどの大手のベンダーがいますけれども、全国的

にデジタル化に取り組まないといけないということで、そういったIT関係の事業をやっているところが多々あります。

このような中、県内にもそういったIT企業がいらっしゃるので、IT企業の知見を生かして、こういった研修事業を現在行っております。

○岩切委員 デジタル人材育成に向けた効果的な施策の展開を図るとか、高校生や現在勤めている人たちに対してはこのレベルの知識を提供しようとか、そういった全体的なスキルを向上させていくコーディネートは県がされる計画でいらっしゃるんですか。

○守部産業政策課長 全体のコーディネートと申しますか、高等教育や大学といった教育機関だったり、企業においても、その従業員や経営者によって、それぞれ身につけないといけないスキルは異なっております。特に高校や大学につきましては、どのレベルに持っていくかといったところは、高校、大学であれば高等教育機関、さらに細かい学部ごとに、こういったスキルを身につけないといけないかが定められると思っております。

産業界におきましては、一般従業員や従業員を管理・指導する役割の方、さらには経営者、それぞれに応じて求められるスキルは異なっています。それぞれの階層ごとに応じて、どのようなスキルが必要なのかを定めていただきながら、進めていきたいと思っております。

全体のコーディネートについてですが、それぞれの階層ごとに求められるスキルは変わりますので、それを階層ごとに上の階層につなげていくような取組をしていきたいと思っております。

○児玉総合政策部次長（政策推進担当） 少し補足させていただきます。

デジタル人材の育成につきましては、国においても様々な検討がなされておりますし、産業界においても、当事者として育成の必要性が非常に認識されております。

そのような中で、本県においては宮崎大学を中心とした、高等教育機関がございます。宮崎大学におかれましても、デジタル人材育成の必要性は非常に認識されており、大学・高等教育機関の取組として、例えば、授業の中で学生に指導していくという取組をしているのですが、当然、現場で必要とされている知見については、事業者が先に走っている部分がございます。現場での知識や技術に関する様々な認識などを大学等で教えていただくとか、高等教育機関での教育の場に産業界から講師等として来ていただいて、学生に教えていただくというものもございます。

また、リスキリングも大事ですので、実際に現場で仕事をされている方々が大学等で講義を受けて学び直しをするといった機会もつくるべきではないかという議論もございます。

県は、産業界と高等教育機関とのパイプをきちんと持っております。それが行政としての強みだと考えています。今後の学び直し、学生等にそういう知識をつけさせる機会も含めた教育課程の調整については、各機関でそれぞれ取り組んでいらっしゃるんですけれども、課題認識が別々であります。産業界、高等教育機関、高校生に対する学習もございますので、教育委員会、そういったところとの接点を持つ県としましては、協議をする場はこれまでも設けております。連携する中で、こういった方向性で進むのか、こういった学習が本当に必要なのか考え方が変わりますので、その部分の調整も図りながら、県として取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

○岩切委員 デジタル人材とはこういう人材だというのが資料54ページにありまして、このレベルの人材を令和10年度までに1万5,000人育成するという明確な目標となっています。自身がどんなレベルなのかとか、どこまでレベルアップすれば1万5,000人の枠に入るのかというのは、各産業ごとに違うんだという意味合いだったと思うんですけども、雇用主は、うちの人材にどこまで学ばせればいいのかというのが整理できているのかなと思ひまして、お尋ねしました。

いずれにしても、1万5,000人ほど、県内のいろんな産業でデジタル推進ができる人を育成しないといけないので、教える側・コーディネーターする側・学ぶ側で、同じ目標を持っていかないといけないと思いました。例えば、「こういう機材を配りました、デジタル人材になってください」ではデジタルを扱えないまま終わってしまうと感じているもので、質問させていただきました。

○二見委員 産業界がどのような人材を求めているかがそれぞれ違うわけでしょう。今回来ている半導体の誘致工場でも、すごい人材を求められていて、現場はパニックです。

商工部局のほうだったか、デジタル人材確保でも動いているけれども、どういう人材が来てくれればいいのかなんて分からないし、企業は来てくれれば自分のところで育てるということで、そういう人たちは現場でいろいろな仕事をしながら覚えていきます。デジタル関係もいろいろな資格があると思いますが、どのような人材が産業界から求めているのかということ、今の若い方や社会人の方にどんどん提供していくことが必要なのだろうと思います。

それを県内だけで発信するのか、県外にもっと発信していくのか。人手が足りないと仕事が進みません。デジタル化により人手不足を解消と言うけれども、結局はデジタル化に人手が必要だし、ほかの仕事をしながらデジタル化もしないといけなかったりで、なかなか人手不足解消までには至らないのが現状だと思います。

だから、そのあたりの産業界と県民の意識のレベルというか、特に理系で電子工学などを勉強している方がどういったことを求められているのかなどをつなぐ役割が一番大事なのだろーと思います。自分の専門に応じてそれぞれ勉強する環境を整える、また学校側もそれに応じてやっていくでしょうから。高等専門学校も、半導体についてはやっていきますということで先に進んでいるはずだと思うので、そういう役割を県が担っていただければいいのかなと思います。

○重黒木総合政策部長 おっしゃるとおりの部分があると思っています。

各産業分野ごとに求められる人材は違いますので、各産業ごとのニーズを県でまずしっかり把握して、必要な人材について、県内の高等教育機関、大学などにつないでいく。それを繰り返しながら、相乗的にデジタルの力が上がっていくんだろうと思っています。

一方で、なかなかデジタルの必要性も理解いただけない産業分野、企業もたくさんございます。特に中小零細企業は、デジタル化の波にしっかり乗れないがために、自らビジネスチャンスをなくしていつていることが心配されます。そういった小さい企業について、今回は、最低2人のデジタル人材が必要だという目標を示し、いろいろな手当てをしていくため、県の取組として研修事業をたくさん持っています。そういつ

たものを紹介したり、職業訓練を行ったり、もともと各大学でやっているプログラムも県内の産業界の方々にPRしながら、県全体で、小さい企業もデジタル化にしっかり対応していく宮崎県をつくっていく必要があろうと思っています。

〇二見委員 先ほどの交通の話で、若い人たちにも通学定期などでの割引制度がありますが、学校に行くためにあるのもあって、鉄道やバスで使うわけですが、みやざきシニアパスは1回乗ったら200円でどこまでも行けるわけです。やっているならやっているの目的があるはずだと思うし、これをやめろというわけじゃないですが、学生、特に大学生が県外から来られたりすると、交通手段がない方も多いわけです。この時期になると、南九州大学の前には、キャリーバッグを持って——おそらく帰省される学生もいたりしていて、やはり路線バスは大事なものだと思います。

宮崎県に来てもらって、宮崎県をもっといろいろ見てもらいたい。大学生だけでなく、高校生や中学生でも、宮崎県内の名所に行くのにバスを使えるようにとか、そういう目的を設定し、路線維持といいますか、バスの経営だけでなく、宮崎県内の子供たちの学びの場の拡張といった形での支援事業のような、そういった視点を持って、利用状況の向上を図っていくことが大事ではないかと考えていて、要するに、需要をつくらないといけないと思います。そういうところをぜひやってほしいと思いました。

〇佐野総合交通課長 資料2に、宮崎県地域公共交通計画の本文を添付しております。その37ページを見ていただけると、目標達成のための施策として、先ほどお話ししましたように、県

内のバス、鉄道、タクシーも含め、交通関係事業者等々関係者が集まった、バス利用促進協議会を来年度つくらせていただく予定としております。

そういった中で、例えば、若年層や就業者向けの新たな定期券の造成だったり、サブスクリプション——定額での乗り放題制の導入について、若年層向けの話は脇谷委員からも、いろいろといただいているところがございますので、子供向けも含めた事業については、関係者で集まって知恵を出しながら進めてまいりたいと考えております。

〇山下委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時0分再開

〇山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明をお願いいたします。

〇吉村総務部長 総務政策常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

本日御審議いただきますのは、予算議案が2本であり、議案第57号が令和5年度一般会計補正予算、議案第59号が公債管理特別会計の補正予算になります。

また、報告事項といたしましては、損害賠償額を定めたことにつきまして、1件御報告をいたします。

資料3ページをお願いいたします。

議案第57号「令和5年度一般会計補正予算(第7号)」の概要を御説明いたします。

今回の補正は、物価高対策に係るもの、大規

模災害に備えた緊急対策に係るもの及びその他必要とする経費について措置しますとともに、諸般の事情により不用となる額を減額するものであります。

今回補正額欄の一番下を御覧ください。

今回の補正総額は、347億8,138万8,000円の減額となります。その結果、補正後の一般会計の総額は7,010億9,502万4,000円となります。

歳入の主な内訳、補正額が大きい科目について御説明をいたします。

まず、自主財源の下から3つ目、繰入金が172億円余の減額となっておりますが、事業費の減に伴い、財政調整積立金等からの繰入金が減になるものであります。

次に、依存財源の3つ目、地方交付税が73億円余の増額となっておりますが、国で再算定が行われたことによるものであります。

次に、1つ飛んで国庫支出金が271億円余の減額となっておりますが、新型コロナの5類移行に伴い、新型コロナ包括支援交付金が減となったものによるものです。

資料4ページを御覧ください。

一般会計の歳出一覧になりますが、款別に整理をしております。

今回補正額の欄を御覧ください。

総務費が119億円余の増額となっております。これは、歳入の増額分等につきまして、県債管理基金に追加積立てを行うものです。

その他の費目につきましては、物価高対策等に係る事業費の増額が含まれている費目もございますが、いずれも減額が大きくなっております。

歳入予算、議案の詳細につきましては、この後、危機管理局長及び各課長から説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

ます。

○山下委員長 それでは次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高妻財政課長 資料5ページを御覧ください。

3、歳入科目別概要と書いてありますが、このうち、県税と地方消費税清算金以外の主なものについて、御説明いたします。

分担金及び負担金は5,200万円余の減額でございます。その内訳について、一番右の列の1つ目の二重丸にある分担金が1,000万円余の減、2つ目の二重丸にある負担金が4,100万円余の減となったためございまして、主に土地改良事業費等の減によるものであります。

なお、分担金、負担金は受益者負担金であり、分担金は土地改良区などから、負担金は市町村などから徴収するものです。

資料6ページを御覧ください。

使用料及び手数料は1億5,900万円余の減額です。内訳は、主に、1つ目の二重丸の使用料が1億1,500万円余の減、一番下の二重丸の証紙収入が7,800万円余の減であります。

使用料については、主に水利使用料等の減によるものでございます。

証紙収入は、主に手数料の減でありまして、警察関係になりますが、運転免許更新や講習の実績等の減によるものでございます。

資料7ページを御覧ください。

一番上の財産収入です。1億900万円余の増額です。これは、2つ目の二重丸、財産売払収入の土地建物売払代金でありまして、元県営住宅を売り払ったことによるものでございます。

次の寄附金ですが、1億2,900万円余の減額です。これは、上から2つ目の丸、商工費寄附金

の、個人版ふるさと納税の実績見込みの減によるものです。

一番下の繰入金は172億4,900万円余の減額です。主なものとしては、下から2つ目の財政調整積立金になりますが、事業の執行残などにより、一般財源に不用額が生じたものであります。

また、一番下、宮崎再生基金につきましては、類似の国庫支出金の交付決定に伴い、財源を振り替えたことなどによりまして、基金からの繰入金に不用額が生じたものであります。

資料8ページを御覧ください。

諸収入は15億8,900万円余の減額であります。これは、上から2つ目の二重丸、貸付金元利収入が32億3,300万円余の減、一番下の二重丸、雑入が18億2,500万円余の増となったためです。

貸付金元利収入につきましては、中小企業融資制度貸付金の貸付実績の減がございます。

雑入については、主に介護給付費の前年度分の額の確定に伴いまして、市町村から返還があったということでございます。

資料9ページを御覧ください。

地方譲与税、地方交付税です。

まず、地方譲与税ですが、国税の一部を地方に配分するもので、20億8,600万円余の増額です。主に、特別法人事業譲与税の増によるものです。

また、地方交付税につきましては、73億2,000万円余の増額です。これは、先ほど部長からもありましたが、7月の交付税決定時に、当初予算で見込んでいた額よりも交付税が多く決定されたということ、その一方で、臨時財政対策債は少なく決定されているということが一つ。もう一つが、12月に国の経済対策等に伴い交付税が再算定され、追加交付されたことによるものです。

資料10ページを御覧ください。

国庫支出金につきましては、271億3,500万円余の減額です。これは、2つ目の二重丸、国庫補助金のうち、新型コロナ対策費の減などによって大きく減額されております。

資料11ページを御覧ください。

県債につきましては、23億1,200万円余の増額でございます。これは、直轄事業負担金の決定に伴うものでありますとか、国民スポーツ大会施設等への県債の充当額を引き上げたことなどによるものであります。

全体としては、今回補正額の一番下にありますとおり、347億8,138万8,000円の減額でございます。補正後の歳入予算は7,010億9,502万4,000円です。

○蛸原税務課長 資料5ページを御覧ください。

税務課からは、県税及び地方消費税清算金の補正予算について説明いたします。

まず、表の一番上の県税につきましては、資料12ページ以降で後ほど御説明いたしますので、省略いたします。

その下の地方消費税清算金であります。国から各都道府県に払い込まれた地方消費税を、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行い、その結果、他都道府県から本県へ払い込まれてくる予算でございます。

これは、各都道府県がそれぞれの地方消費税収入を算定基礎として計算するものであり、本県へ払い込まれる清算金が当初の見込みを下回ったことから、今回補正額の欄のとおり、26億2,455万7,000円の減額となるものです。

次に、資料12ページを御覧ください。

県税収入予算についてであります。表の一番上の県税計ですが、①の予算額のとおり、当初予算では1,067億5,000万円としておりましたが、個人県民税、地方消費税等の税目で増収が見込

まれることから、表の中ほどにあります、②の収入見込額のとおり1,091億円、当初比102.2%となり、その結果、補正額の欄のとおり、23億5,000万円の増額となるものです。

次に、補正額の増減の大きい税目について御説明いたします。

補正額及び備考の欄を御覧ください。

まず、上から2段目の個人県民税は、個人所得が堅調に推移したこと等により9億5,887万円余の増、次に、その1つ下の法人県民税は、製造業等の所得が減少したことにより1億3,212万円余の減、次に、その3つ下の法人事業税は、電気・ガス供給業の収入が増加したこと等により1億1,485万円余の増となります。

資料13ページを御覧ください。

上から2段目、地方消費税の譲渡割は、物価上昇及び消費の堅調な推移により9億6,524万円余の増、次に、その1つ下の地方消費税貨物割は、輸入額の減少により1億3,516万円余の減、次に、その1つ下の不動産取得税は、大規模建築分に係る課税の増等により2億7,190万円余の増となります。

資料14ページを御覧ください。

上から2段目、自動車税の環境性能割は、半導体不足の緩和による新車課税台数の増等により1億3,767万円余の増、最後に、その3つ下の軽油引取税は、ディーゼル車の保有台数増等による軽油消費量の増により1億2,581万円の増となります。

○黒岩総務課長 資料15ページを御覧ください。

総務部における2月補正予算案の総括表でございます。

今回お願いしております、総務部の一般会計と特別会計を合わせた補正額は、表の補正額の欄の一番上にありますように116億7,563万3,000

円の増額であります。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように2,566億8,967万3,000円となります。

続きまして、資料16ページを御覧ください。

令和5年度繰越明許費補正の追加でございます。

今回、一番上、庁舎公舎等保全事業以下5事業につきまして、工法の検討に日時を要したことなどの理由により、合計3億5,683万2,000円の繰越しをお願いするものであります。

続きまして、資料17ページを御覧ください。

総務課の補正予算について御説明いたします。

総務課の2月補正額は、965万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の欄にありますように、4億296万6,000円となります。

資料18ページを御覧ください。

補正予算の事項別の内訳でございます。

主な補正内容について御説明いたします。

事項名の欄の上から4段目になりますが（事項）文書管理費の補正額は993万1,000円の減額でございます。これは、文書収発室運営嘱託員など会計年度任用職員の人件費の執行残や、次期文書管理システムを構築する年度の新規事業である、4の「公文書デジタル化推進事業」の委託業者決定に係る入札の執行残などによるものでございます。

○那須人事課長 人事課の補正予算につきまして御説明いたします。

資料19ページを御覧ください。

人事課の2月補正額は1億1,177万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、47億1,019万5,000円となります。

主な補正内容について御説明いたします。

資料20ページを御覧ください。

まず、事項名の欄の上から2段目にあります(事項)人事調整費7,503万4,000円の減額補正であります。主なものは、右の欄の1、会計年度任用職員の雇用であります。これは、知事部局職員が産前・産後休暇や育児休業等を取得した際に、代替職員として雇用する会計年度任用職員の経費について人事課で一括計上しているものでありますが、執行残によるものであります。

次に(事項)人事給与費2,320万5,000円の減額補正であります。主なものは、右の欄の2、「人事給与システム管理事業」であり、これは地方公務員の定年引上げに伴い、人事給与システムを改修したものでありますが、執行残によるものであります。

なお、それ以外の事項につきましても、いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。

○高妻財政課長 財政課の補正予算を御説明いたします。

資料21ページを御覧ください。

補正予算額は、一般会計と特別会計を合わせてまして123億8,616万1,000円の増額でございます。内訳は、一般会計が133億5,353万7,000円の増額、公債管理特別会計が9億6,737万6,000円の減額です。この結果、補正後の予算額は、一番上の行の右から3列目にありますとおり1,874億8,978万1,000円です。

資料23ページをお願いいたします。

補正予算の主なものについてでございます。

まず、表の上から3つ目、財産管理費が34億333万4,000円の増額です。主なものは、県債管理基金積立金で、その3つ右の説明欄の2、追加積

立が133億8,826万7,000円の増額となっております。これは、各部局の事業の執行残の一般財源を積み立て、次年度の当初予算編成等に備えるというものでございます。

次に、その下の元金、利子、公債諸費でございます。これらは、県債の償還経費で、主に公債管理特別会計に繰り出す公債費でございます。増減はございますが、差引きしますと4,000万円程度の減になります。

令和4年度から当初予算に計上した公債費と、実際に要しました経費との差額の範囲内で費目の増減を行い、公債管理特別会計のほうで、借換債の発行抑制を行っております。

公債管理特別会計の詳細については、資料24ページを御覧いただきたいと思います。

まず、一番上の(目)積立金が1億5,180万円の増額です。これは、昨年度に発行した満期一括型の県債の単年度償還に相当する額を県債管理基金に積み立てるものです。

これは、積み立てではありますけれども、満期一括のものは償還期が来ますと、そのときに全額を償還することになります。元金の定時償還と同じ、負担を平準化するために、内部留保しているものでございます。

次に、その下の元金を4億8,899万8,000円、その下の利子を6億2,875万9,000円に減額いたします。これは、繰越し事業で執行残が出ることがございますし、金利の状況もあります。こういったことで、今年度新たに発行した県債の元金と利子が予算を下回ったということでありまして、この下回ったものを原資として、9億5,000万円余の借換債の発行を減額したということでございます。

借換債について少し説明させていただきますが、既に発行している県債の最終回の償還を新

たな借入れで賄うために発行する県債です。本県では、県債の償還期間30年を上限にしておりますけれども、償還期間が短いほうが当然金利は安くなります。このため、主に10年ごとの借換えを前提として県債を発行しているということです。借換債の発行抑制は、借換えの際の額の元金を減らすということなので、事実的には繰上償還しているのと同じ効果が出るということです。

次に、一番下の公債諸費でございます。

こちらは、借換債の発行抑制を行った関係で、発行手数料が不用になった部分があり、この額を減額しております。

○鬼塚財産総合管理課長 財産総合管理課の補正予算について御説明いたします。

資料25ページを御覧ください。

当課の2月補正額は2億4,589万3,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますとおり19億725万1,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

資料26ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)庁舎公舎等管理費1億2,476万円の減額であります。これは、庁舎等の光熱費のほか、清掃警備等業務委託や東京ビルの解体工事の廃棄物処分業務委託の入札に伴う執行残であります。

次に、その下の(事項)庁舎公舎等保全費2,456万9,000円の減額であります。これは、庁舎等の修繕工事や設計業務委託などの入札に伴う執行残であります。

次に、その下の(事項)電気機械管理費9,314万3,000円の減額であります。これは、庁舎等の機械、電気設備の修繕工事や設備の保守点検業務委託などの入札に伴う執行残であります。

次に、下から2つ目の(事項)公有財産管理費723万4,000円の減額であります。これは、財産の管理・処分に要する経費などの執行残であります。

○蛭原税務課長 資料27ページを御覧ください。

税務課の2月補正予算は、表の中ほどの補正額のとおり1億9,871万7,000円の減額となります。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように、578億7,693万1,000円となります。

資料28ページを御覧ください。

主な補正の内容について御説明いたします。

表の事項名の上から2段目にある賦課徴収費ですが、4,073万4,000円の減額となります。その主なものとしたしましては、右の説明及び事業名欄の1、徴税活動費の(1)、徴税活動経費ですが、これは、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料などの経費であり、その執行残に伴い2,205万2,000円の減額となります。

次に、その下の(2)、個人県民税徴収取扱費交付金ですが、市町村が個人市町村民税と併せて個人県民税を賦課徴収するため、その費用を補償する目的で市町村へ交付するものであり、算定の基礎となる納税義務者数が当初見込みを下回ったことにより983万6,000円の減額となります。

次に、2、自主納税の推進費の(2)のア、軽油引取税徴収取扱報償金ですが、軽油引取税の特別徴収義務者に対し交付するものであり、交付対象となる前年度の納期内納入額が当初見込みを下回ったことにより714万9,000円の減額となります。

次に、その下の3、管理機能の充実費の(3)、地方税共同機構に係る経費ですが、これは、地

方税の電子申告、電子納税を行うシステム利用の委託料の執行残等によるもので167万2,000円の減額となります。

上から3段目の地方消費税清算金ですが、先ほど歳入のところで説明しましたが、都道府県間での清算を行い、その結果、本県から他都道府県へ払い込むものであります。本県の地方消費税収入を算定基礎として計算するもので、この地方消費税収入が当初見込額より増加したことから7億1,347万6,000円の増額となるものです。

次に、利子割交付金から資料29ページの法人事業税交付金までの交付金につきましては、いずれも税込等の一定割合を市町村に交付する法定交付金でありまして、それぞれの交付金の算定対象期間における税込等の増減に伴いまして補正するものであります。

このうち、資料28ページの下から3段目、地方消費税交付金は、地方消費税の各都道府県との清算後の額が減少したことにより、13億914万6,000円の減となるものです。

これ以外の交付金は、説明及び事業名の欄に記載のとおりでありますので、説明は省略いたします。

○池田市町村課長 市町村課の2月補正予算案につきまして御説明いたします。

資料30ページをお願いいたします。

市町村課の補正額は、表の一番上、左から3列目になりますけれども2億1,659万7,000円の減額であります。

その結果、表の右から3列目になります、補正後の額は16億8,623万6,000円となります。

主なものについて御説明いたします。

資料31ページを御覧ください。

まず、企画総務費の(事項)地方分権促進費

の1,109万3,000円の減額であります。これは、権限移譲した事務の執行に要する経費として市町村に交付いたします権限移譲交付金の額が確定したこと等に伴うものであります。

続いて、上から2段目の市町村連絡調整費の(事項)自治調整費の1,431万7,000円の減額であります。これは、説明欄5、住民基本台帳ネットワークシステム事業費につきまして、全都道府県で負担しております、システムの運用経費に係る負担金の額が確定したこと等に伴う減額でございます。

次に、表の中ほど、自治振興費の事項名、市町村振興宝くじ事業費の9,165万2,000円の減額であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されました、サマージャンボ宝くじなどの収益金等の配分額が確定したことに伴いまして、宮崎縣市町村振興協会に交付する交付金が減額となったものであります。

次に、資料32ページを御覧ください。

県議会議員選挙費の(事項)県議会議員選挙執行費の8,531万1,000円の減額であります。これは、昨年4月に執行いたしました、県議会議員選挙における実際の候補者数等に基づく公費負担の減額等によるものであります。

○清藤総務事務センター課長 総務事務センターの補正予算について御説明いたします。

資料33ページを御覧ください。

総務事務センターの2月補正額は2,928万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように6億6,546万6,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

資料34ページを御覧ください。

まず、上から2段目の(事項)総務事務セン

ター運営費350万4,000円の減額補正であります。これは、本庁の総務事務センター及び各地区総務事務センターの運営に要する事務費等の執行残であります。

続きまして、上から4段目になりますが、(事項)健康管理費754万1,000円の減額補正であります。これは、説明欄の2、「職員のからだの健康に関する事業」における定期健康診断に係る経費等の執行残及びその下の3、「メンタルヘルス対策総合推進事業」におけるストレスチェックシステムの賃借料等の執行残等であります。

続きまして、その下の段の(事項)職員厚生費427万8,000円の減額補正であります。これは、説明欄の2、保健体育施設管理費における、職員健康プラザの換気設備改修工事設計委託料の執行残等であります。

最後に、下から2段目の(事項)恩給及び退職年金費が46万2,000円の減額補正、また、一番下の警察費に係る(事項)恩給及び退職年金費が297万4,000円の減額補正であります。これは、元知事部局職員及び元警察職員の恩給等において、受給者の死亡に伴い減額となったものであります。

○渡邊危機管理局长 危機管理課の補正予算について御説明いたします。

資料35ページを御覧ください。

危機管理課の2月補正額は1億4,455万5,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目にありますように11億519万5,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

資料36ページを御覧ください。

事項名欄の上から3段目の(事項)防災対策費の補正額は、1億5,231万3,000円の増額であ

ります。主な内容であります。説明及び事業名欄の2、「自助・共助・公助で命を守ろう！防災力強化事業」は、防災・減災に係る広報費用や啓発グッズの購入費等に執行残が生じたものであります。

4、「大規模災害に備えた減災・応急体制強化支援事業」は、研修会の外部講師の謝金等や契約確定に伴う委託料等の執行残によるものです。

5、「災害対応車両整備事業」は、車両の購入の執行残であります。

6の新規事業「指定避難所(県有施設)の環境改善緊急対策事業」につきましては、次のページで御説明いたします。

資料37ページを御覧ください。

新規事業「指定避難所(県有施設)の環境改善緊急対策事業」であります。この事業は、能登半島地震の発生を受け、緊急対策として令和5年度補正予算で実施するものです。補正予算額は1億6,151万8,000円で、財源は大規模災害対策基金と県債であります。

事業の目的は、市町村が指定する指定避難所1,275施設のうち、県有施設42施設の避難環境の整備を行い、能登半島地震でも喫緊の課題としてクローズアップされている災害関連死のリスクを減らすものです。

避難所の運営は本来市町村の役割であります。が、県有施設の施設管理者として、最低限必要な防災機能を整備するものであります。

事業の概要であります。

(1)の事業内容は、熊本地震の検証結果により、災害関連死の主な要因であった空調がない、固く冷たい床に眠る、劣悪なトイレ環境などの避難所の抱える課題に対応するため、①資機材整備として、非常用発電機やプライベートテントなど一式を42施設に配備することとして

おります。

また、トイレの断水時対策として、②マンホールトイレ整備を行います。下水道整備済みの32施設に81基を整備することとしており、令和6年度は調査設計を実施します。

(3)の成果指標については、今回の整備により、県有施設の指定避難所の防災機能の確保状況は100%となります。

○寺田消防保安課長 消防保安課の補正予算について御説明いたします。

資料38ページを御覧ください。

消防保安課の2月補正額は4,316万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目のとおり8億4,565万2,000円となります。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

資料39ページを御覧ください。

事項名欄の1段目の(事項)防災行政無線管理費は3,619万8,000円の減額であります。

右の説明欄の1、無線設備の維持管理は、無線局関係申請手数料等について、執行残が生じたため減額するものであります。

次に、2の「総合情報ネットワーク設備更新事業」は、中継局改修工事について、さらに追加の工事が必要なことが判明し、次年度に一体施工を行うこととしたため減額するものであります。

4の「地域衛星通信ネットワークシステム整備事業」は、入札残が生じたため減額するものであります。

次に、事項名欄の上から5段目の(事項)予防指導費は、192万6,000円の減額であります。これは、消防設備士を対象とした再講習や危険物取扱者に対する免状交付等に係る委託料の執

行残であります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○二見委員 資料37ページの整備内容については、大括弧で示されている部分に加えて、発電機とスポットクーラーも入っているという説明でしたが、資料と説明どちらが合っているのでしょうか。説明ほうが合っているのかなと思ったのですが、確認させてください。

○渡邊危機管理局長 この大括弧は非常用発電機からトイレのところまで、4行にかかります。

○二見委員 資料11ページの県有スポーツ施設整備事業費等の県債充当についてですが、ここ数年建築資材等の高騰で公共工事等の費用も上がっていますが、県債管理の計画への影響はないのか、今後の見通しも含めてどう考えていらっしゃるのか教えてください。

○高妻財政課長 物価の上昇の話でございますので、見通しはなかなか難しいところがございます。ハード面に関しては確かに増えていくんですけれども、地方債の発行ということになりますので、先ほどもお話ししたように、かなり長期の分割払いをしていくことになります。

急に増えたりはしないと考えておりますけれども、単年度当たりの影響があることは、二見委員のおっしゃるとおりでございます。基金等をしっかり使いながら、減債しながら取り組んでいきたいと思っています。

説明の中で申し上げた繰上償還的なことをしているというのは、そういったところも見据えながら、今のうちにできることをしているという趣旨でございます。

○二見委員 資料10ページになりますが、令和5年5月の連休明けから、新型コロナが5類に変わったことによって、新型コロナ関係の予算

が大幅に減額になっていますが、これはいつ頃から分かっていたのでしょうか。計上されているということは、事業を組んでいた予算になっているわけですね。例えば、物を買う、買わないで済むというのであれば、そのままでいいでしょうが、人を充当していた場合、いきなりその人たちを切るわけにはいかないと思いますが、中身はどうだったのでしょうか。

もちろん、これは国との協議も必要だったとは思いますが、そのあたりの話は分かっていたことだったのか、その経緯が分かれば、教えていただきたいです。

○高妻財政課長 新型コロナの交付金関係が主なものでございます。

5類への移行がはっきりしたのは、恐らく令和5年度の当初予算を編成した後のことでした。5月の連休明けということが確定したのは2月くらいだったような記憶があります。

5類移行後の9月末までは、この交付金を活用した新型コロナ対策は継続していました。これは、国もそこまでは活用を認めていましたので、その時点では減額ができなかったということでございます。10月以降、どの時点がよかったのかは判断の問題でございまして、ほかの事業を清算する2月に合わせて清算していくのが妥当ではないかという判断で、今回、減額補正を上げさせていただきました。

○二見委員 つまりは執行しないで、そのまま補正をしなかっただけということですね。分かりました。

あと、資料6ページの証紙収入が7,700万円ほど減ったということでしたが、説明では警察の免許更新等の手数料が減ったということなんですけれども、春休みの時期になると、学生などは免許を取りに行ったりします。時期によって

高齢者講習があったりとか、新卒の方々の免許の取得だったりとか、現場で受け切れない部分があったりします。高齢者講習になると慢性的に受け切れなくなったりして、非常に困っているところもあります。特に、新しく免許を取る方については、もう少し平準化してほしいという話もあります。

これは学校側の校則の規制とか、免許取得後の生活面の安全についても考慮しなければならないかもしれませんが、少なくとも県の貴重な収入源であり、県外に流れてしまうというのは、非常に厳しいところがあると思っています。教育委員会並びに警察にも話を聞かなければならないことだと思うんですが、減収になった経緯をどのように聞いていらっしゃるのか、御説明いただきたいと思います。

○高妻財政課長 御指摘のような話は確かにございます。まずは、予算ということでお聞きいただきたいと思いますが、歳入予算を組むときには、その年の免許更新対象者を警察がしっかりリストアップしておりますので、この数を漏れなく計上します。しかし、実際に更新に来られる方がそれより少ないということでございます。

これはいろいろなことが考えられますけれども、一つは、更新されないという方が増えているということです。更新されない方、少子化が進んでおり、その新陳代謝ですから、新しく免許を取る人の数も少しずつ減っている現状がございまして。そういったところを反映して減っていくということです。新しく免許を取られる方が減ったり、更新を控えられたりすると、講習も減ります。警察本部から、そこは連動しているという説明を受けております。

合宿免許等のことではございますが、令和4年

度までは高齢者講習を全て自動車教習所のほうにお願いしており、宮崎運転免許センターではほとんどやらなかった経緯がございました。先ほど二見委員がおっしゃったように、時期によっては、新しく免許を取りたい方をしっかり受け入れていきたいという自動車学校からの要望もございまして、令和5年度から、宮崎免許センターでの高齢者講習等を一部再開しており、少しずつ改善を図っております。

あと、委員がおっしゃった点については、また警察や教育委員会と話をしていきたいと思っております。

○二見委員 免許というのは個人の権利ですから、あまり規制をかけてはいけない部分なのかなというのもあるって、個人の責任において、受ける受けないも考えなければいけないことだと思っています。そういったところもあるのでしょうか、県の運営としても少し考えてほしいと思ったところです。例年これくらい減っているのかもこれだけでは分からないので、今後見せていただければと思います。

宝くじも同じように減額となっていますが、見込みより下がったというところなんではないか。これも例年どおりなのか教えてください。

○高妻財政課長 警察の免許更新ですが、予算と決算の差がかなり大きかったものですから、予算をだんだん減らしてきています。参考に申し上げますと、前年度や前々年度は億単位で減額していましたが、今年度は1億円以下の減額ですが、まだ調整過程にあるということで御理解いただきたいと思います。

宝くじについてですが、資料8ページの収益事業収入のところがございます。こちらが1億2,700万円ほどの減額となっております。

宝くじについては、コロナ禍では売上げが非

常に伸びていたという状況がございます。5類に移行となり平常化していく中で、様々なところにお金が流れるようになったと理解しております。全国的に対前年で5%ほど減額になっています。本県の場合は4%台前半くらいに抑えていまして、結構頑張って売っているほうだと思っていますが、それでも1億円程度の減収になります。ただ、補正予算を立てた時期が11月末から12月頭でございまして、年末ジャンボをまだ売っていなかったときでございまして。年末ジャンボは非常に好調でございましたので、決算においては多少戻した額になろうかと思っています。

○山下委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

○脇谷委員 地方消費税なのかどうか分からないんですけども、インボイス制度が導入されるに当たって、どういう対応をされているのでしょうか。

○蛭原税務課長 インボイス制度ですけれども、昨年10月からスタートしており、当然税収にそれなりの影響が出てくるものでございます。地方消費税として入ってくる税収にインボイス制度分がどれぐらい反映されるかといいますと、10月、11月分ぐらいに納められた消費税分が年度内によりやく入ってくる状況ですので、その影響は補正予算の段階では少ないと見ております。

見通しを立てたいところではありますが、どれぐらいになるのかという国の見通しも出ておりませんので、見通しを立てる指標がなかなか定まっていないという現状がございまして、我々も注視しているところでございます。

○脇谷委員 個人間のやりとりもインボイス制度はなかなか難しくて、毎回勉強していても全然分からないのですが、自治体もインボイス制

度に対応していかないといけないということと、それに対する登録番号を取るのに手数料が要るとか、予算が要るとか、そういうことも考えていかなければならないということでしょうか。

○蛭原税務課長 繰り返しになりますけれども、税金にそれなりの影響が出てくるとは思いますが、地方消費税以前に消費税全体の税金にどれぐらい影響するかというところが大前提になりますので、これからもそちらを注視してまいりたいと思っております。

○高妻財政課長 補足させていただきます。

県も会計によっては、当然インボイスを発行する会計がございます。こちらについては、令和5年までに全ての準備を終え、10月からは問題なくインボイスを発行できているという状況でございます。

○川添委員 資料37ページですけれども、県内の県有施設について、まずは環境改善をしているということでした。断水時のトイレ対策の成果指標として56.3%というのは、県有施設全てのトイレにどのような対策をしたのか、そのあたりを説明してください。

○渡邊危機管理局長 成果指標のところにあります断水時のトイレ対策の56.3%というのは、県内の県立学校で断水したときに使用する簡易トイレを用意している割合が、令和4年度で56.3%であるということです。それに対しまして、指定避難所になっております県立学校に、備蓄トイレセットを全部整備する、下水道のあるところにはマンホールトイレを整備すると、全ての宮崎県内の県立学校で指定避難所になっているところでは、トイレについては対策が取れることになります。

○川添委員 県立学校が26施設で、その他県有施設6施設というのは、宮崎市でいえばどんな

ところになるのでしょうか。

○渡邊危機管理局長 宮崎市にある県有施設ですと、消防学校、教育研修センター、福祉総合センター、武道館と青島青少年自然の家になります。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○寺田消防保安課長 資料40ページを御覧ください。

宮崎県消防学校で発生した椅子の破損による転倒事故に係る損害賠償額を定めたことについて報告を行います。

事案の概要であります。令和5年2月20日、消防学校におきまして、事業所向けの自衛消防隊員の研修中に、受講者が丸椅子に着席した際、椅子が破損したため転倒し、負傷する事故が発生いたしました。

その受講者は、事故後、病院を受診し、尾骨部の打撲と診断され、治療を行ったところでありますが、治療費について国から労働者災害補償保険の給付がなされたため、宮崎労働局長から県に対しまして、その分の損害賠償の請求がなされたものであります。損害賠償額は1万1,654円で、専決年月日は令和5年12月27日であります。

なお、消防学校では、事故発生後、丸椅子を撤去し、安全性を確認した上で、ほかのパイプ椅子を使用しているところであります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、その他で質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後2時0分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○長倉会計管理者 会計管理局の令和5年度2月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の212ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄にありますとおり、総額で1,477万2,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり5億7,852万3,000円となります。

次に、課別の補正額と、その主な内容について御説明いたします。

説明資料213ページを御覧ください。

まず、会計課ですが、表の左から3列目、補正額は123万8,000円の減額であり、この結果、表の右から3列目、補正後の額は4億4,074万4,000円となります。

説明資料214ページを御覧ください。

補正の主な内容についてですが、一番上の段の(事項)職員費649万7,000円の増額については、職員人件費の所要見込額の増加によるものです。

次に、その下段の(事項)出納事務費773万5,000円の減額ですが、これは主に、右の説明欄の1、出納事務執行に要する経費のうち、指

定金融機関等に支払う窓口収納事務手数料などの執行残によるものであります。

説明資料215ページを御覧ください。

物品管理調達課の補正額は、表の左から3列目にありますとおり、1,353万4,000円の減額であり、この結果、表の右から3列目、補正後の額は1億3,777万9,000円となります。

説明資料216ページを御覧ください。

補正の主な内容についてですが、一番上の段の(事項)職員費430万6,000円の減額は、職員人件費の執行残等によるものであります。

次の段の(事項)物品管理及び調達事務費338万2,000円の減額ですが、これは主に、右の説明欄の1、物品管理調達事務費のうち、競争入札参加資格者名簿の定期更新に係る経費などの執行残によるものであります。

また、一番下の段の(事項)車両管理事務費584万6,000円の減額ですが、これは主に、右の説明欄の2、県有車両の管理に要する経費のうち、公用車の任意保険料の執行残によるものであります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありますか。

○岩切委員 説明資料216ページの任意保険料の執行残について、積算は容易だと思うんですが、半額ぐらいになった原因は何でしょうか。

○堀物品管理調達課長 任意保険料の減額補正について、当初予算の積算が過大であったのではないかということですが、県有車両の任意保険料は、一般競争入札を実施して業者を決定しております。各保険会社は、前々年度の7月1日から前年度6月30日までの契約台数、事故件数、保険料、支払い実績等により独自に算定した割引料を設定しますが、割引料が大体分かる

のが当初予算を組んだ後になります。

昨年度は割引率が80%でしたが、当初予算は割引率55%として計算をしている関係で、入札差額と合わせて500万円ほどの執行残が生じております。

○脇谷委員 割引率は会社ごとに違うんでしょうか。

○堀物品管理調達課長 こちらは会社別ではありません。75%プラス、自動車を10台以上持っているため、フリート割引の5%と合わせて80%の割引率になっております。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時8分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○田村人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和5年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の256ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄ですが、総額で903万3,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は1億3,846万7,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

説明資料258ページを御覧ください。

一番左、上から2段目の事務局費の補正額857万7,000円の減額のうち、(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費526万9,000円の減額補正であります。これは、職員採用試験における問題の作成や会場借上げなどの試験の実施等に要する経費が、当初の見込額を下回ったことによる執行残であります。

次に、その下の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費の123万3,000円の減額補正であります。これは、当初県外で予定していた九州各県の会議や説明会が、オンライン開催や中止になったことに伴う旅費等の執行残であります。

なお、参考としまして、お手元に来年度の県職員採用案内パンフレットと大学卒業程度の県職員採用試験案内をお配りしております。このパンフレットの表紙ですけれども、県庁には多くの職種・職場がある中、ワン・アンド・オンリー——唯一無二の存在である受験者一人一人にフォーカスして、多様な人材を求めていることをキャッチフレーズとしております。

また、パンフレットの14ページを御覧いただきますと、令和6年度の採用試験日程を記載しております。ピンク色が春試験、ブルーが秋試験、グリーンがその他の試験となっております。ピンクの春試験は、これまで実施してきた試験や特別枠の試験になりますが、この2年間は、採用予定者数の確保が厳しい技術者系職種などで、秋以降に追加で試験を実施してきたところです。令和6年度からは秋試験として定例化して実施することで、試験実施時期などを早期に周知し、受験者の確保を図ることとしております。このほかにも畜産及び林業の特別枠や、畜産社会人の区分を新設するなど、技術系職種の受験機会の拡大を図るとともに、受験者負担の軽減を図る見直しを行ったところであります。

人事委員会事務局としましては、今後とも関係部局との情報共有や連携を一層強化しながら、県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○二見委員 今の倍率を見ると一桁台で、我々の頃は30倍ぐらいあった記憶があって、入りやすくなったのかなと感じます。国のほうでも数年前から進めていたと思うんですけれども、就職氷河期世代の対応をしなければならないということになっていたと思いますが、まさに私たちが一番厳しい時代だったんですよね。もう受けられない年齢になってしまっているのですが、一番厳しい世代を切り捨てて、その後のほうを採用するというようになっているんですけれども、国の方針とか、就職氷河期世代への対応もあったはずですが、どう変わってきたのか教えてください。

○小園人事委員会総務課長 就職氷河期世代の選考試験につきましては、令和2年度から国をはじめ本県でも実施しておりまして、今年度で4回目となります。当初は143名の受験者でしたが、今年度も70名ほど受験していただき、5名の合格者を出しております。

国におきましては、今年度と来年度までを第2ステージとして、来年度までは実施すること考えているようです。本県も国に倣って、そこまではやっていくということで、就職氷河期世代でなかなか就職ができなかった方についても、スポットを当てて採用を実施している状況でございます。

○二見委員 年齢区分のところですよ。私たちが一番の就職氷河期で厳しかったとはいえ、それ以前の方もやはり厳しかったんですよね。そ

こへのフォローが全くなかったのかと思うと、少し違和感を感じているところなんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○小園人事委員会総務課長 年齢につきましては、通常の大学卒業程度の試験では29歳まで、社会人の試験は39歳までとなっております。就職氷河期世代の試験については、今年は38歳から53歳までで、そこから上はカバーしていませんが、その年代で通常の試験と社会人の試験を氷河期世代の試験ということでカバーしている状況でございます。

今回の試験案内では、就職氷河期世代のパンフレットはないんですが、職員採用試験案内パンフレットの14ページにございます。下から3番目に、就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験ということで、令和6年度は昭和45年4月2日生まれから昭和61年4月1日生まれということで記載しております。

○福田副委員長 パンフレット4ページにある「数字で見る宮崎県」ですが、「共働き世帯における夫の育児時間が最も長い」とかありますが、これは目標でしょうか。

○小園人事委員会総務課長 総務省が実施している令和3年の社会生活基本調査におきまして、共働き世帯における夫の育児時間について、全国平均20分のところが本県は30分ということで、全国1位だったということでございます。

○福田副委員長 職種が限られているとか、そういったことはないですか。

○小園人事委員会総務課長 これは全人口を調べるわけではなく、抽出しての調査となります。その抽出方法の中で調査した結果、最も時間が長かったということでございます。

○川添委員 職員採用試験案内の社会人枠がトータルで14人、各職種で採用予定となっていま

すけれども、生年月日が下には書いてありますが、社会人枠は何歳まで採用しているのでしょうか。

○小園人事委員会総務課長 黄色い職員採用試験案内の一番最初のページを見ていただきますと、一般行政につきましては、従来どおり29歳から39歳まででございますが、技術系職種は採用困難職種ということで、来年度から5歳上限を引き上げまして、29歳から44歳までとしたところでございます。

○川添委員 一般行政や技術系職種の応募状況はどのような状況でしょうか。

○小園人事委員会総務課長 一般行政につきましては、ある程度の競争倍率がございますが、技術系職種につきましては、受験される方が少ない状況ではございます。

○川添委員 獣医師などの専門職も応募してもらいたいたのですが、一般行政でも、UターンやIターンに対応できるよう、少し採用枠を増やしていくような方向もあるのでしょうか。

○小園人事委員会総務課長 先ほど局長からも説明がありましたが、来年度から秋試験を定例化して実施するというので、社会人につきましても、春に1回、秋にもう1回と受験機会を拡大し、受験しやすい環境を整えたところでございます。

○二見委員 社会人枠でも気になったのが、職員採用試験案内を見ると、大体30歳で職務経験が8年間の場合、初任給が幾らとなっています。応募するときに、自分はどれくらいの給与になるかを調べることはできるのでしょうか。

恐らく、人によって給与表のどこから始まるかというのは変わると思うんですが、そのあたりの見通しも分からないと、なかなか受ける気にもならない部分があるのかなと思いました。

ホームページなどで、幾つかパターンを出してあげるとか……。

もう一つ気になるのは、先ほどの就職氷河期の方は、いわゆるキャリアをつくることができなかった方もいるわけです。評価の仕方は、多少なり何か考えないといけないと思ったのですがいかがでしょうか。

○小園人事委員会総務課長 給料につきましては、ホームページで公表している資料で、30歳ぐらいまでしかないのが現状です。社会人としてどのような経歴があり、何年勤めたか、県庁職員になったときにそれをどう換算していくのかは、個別でないと確定的なものが言えませんが、委員がおっしゃられるように、ある程度の目安については必要性を感じております。

任命権者が具体的に給料の算定をしていきますので、今後、相談しながら、どこまで公表できるのか検討していきたいと思います。

また、就職氷河期の方につきましても、当然40歳あるいは50歳ということで、かなり経験年数を積んできていますので、どれぐらいの給料になるのか、併せて同じような検討をしていきたいと思います。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時23分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○米良監査事務局長 それでは、令和5年度2月補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料252ページを御覧ください。

表の左から2番目、補正額の欄でございますが、1,133万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は1億8,048万8,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

説明資料254ページをお願いいたします。

上から1段目の委員費は265万2,000円の減額でございます。その内訳は、(事項)委員報酬が209万円の減額、同じく運営費が56万2,000円の減額で、いずれも執行残等に伴うものでございます。

次に、その下の事務局費は868万5,000円の減額でございます。その内訳は、(事項)職員費が545万4,000円の減額、同じく運営費が323万1,000円の減額で、いずれも執行残等に伴うものでございます。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありますか。

○二見委員 この1年間は新型コロナが5類に移ったということで、今まで気になければならなかった時期から変わったと思いますが、だからこそあまり執行残はないのかなと、動き回って走り回って、今まで行けなかったところも行かれていたのかなと思ったところです。

遠方まで出向くのが難しかったところとかも出向くことができるようになったと思うんですが、そのあたりについてはいかがでしたか。

○米良監査事務局長 新型コロナの影響は、今年度につきましては特にございません。代表監査委員も変わりましたし、職員も再任用の職員が通常の職員に入れ替わったりしたため、執行

残が少し出ている状況でございます。監査につきましては、通常ベースに戻ったかなと思っております。

また、県行政の状況が変わってきておりますし、コロナ禍後の我々の仕事の仕方も変わっているかと思しますので、それに応じて、より効率的な監査の在り方等についても、検討しているところでございます。しっかりとやっていきたいと思っております。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 以上をもって監査事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後2時30分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

それでは、当委員会に付託された議案の説明を求めます。

○渡久山議会事務局長 令和5年度2月補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料の2ページを御覧ください。

左から3列目の補正額の欄でございます。今回の補正で3,894万4,000円の減額をお願いしております。補正後の予算額につきましては、右から3列目、補正後の額の欄でございますが、10億8,928万3,000円となります。

続きまして、主な補正予算の内容について御説明をいたしますので、説明資料4ページを御覧ください。

議会費でございますが、補正額が2,365万2,000円の減額となっております。主なものについて御説明申し上げます。一番上の(事項)議員報

酬は1,794万円の減額となっております。これは、議員報酬及び期末手当の執行残によるものであります。昨年4月は2名の欠員がございましたこと、また、4月に新たに議員になられた皆様方につきましては、6月期に支払われる期末手当の支給率が継続的に議員でいらっしゃる方に比べ少ないことなどにより、執行残が生じるものでございます。

次に、2つ下の(事項)議会一般運営費は464万7,000円の減額となっております。これは、各種協議会の負担金及び政務活動費交付金等の執行残から生じるものでございます。

以上が議会費でございますが、次に、事務局費でございます。左側の欄を御覧いただきますと、補正額が1,529万2,000円の減額となっております。主なものでございますが、一番上の(事項)職員費は1,083万5,000円の減額をお願いしております。これは、事務局職員の給料や職員手当及び共済費の執行残等により生じるものでございます。

次に、一番下の議会一般運営費におきまして381万7,000円の減額をお願いしております。これは、守衛業務等の各種委託料のほか、会計年度任用職員の報酬の執行残等により生じるものでございます。

○山下委員長 説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○福田副委員長 今の説明の中で、昨年4月に新しい県議会の議員が決まりましたが、6月報酬が減額となったことが説明されました。そういうのはっきり分かったところまで、最初から加味されていないのでしょうか。

○渡久山議会事務局長 当初予算を積算するに当たりましては、最大限の必要な経費を見込んでおりますので、全ての方に全期分の期末手当

を支給することを前提として計上しております。結果的に15名が、4月から新たに県議会議員になられましたので、その方につきましては、6月の期末手当が減額、支給率の算定が4月からということで低くなっていることによる執行残でございます。

○二見委員 議会ICT化経費が84万円ほど減額となっておりますが、何か予定していたものがあったのでしょうか。

○阿萬議会事務局総務課長 議会ICT化経費につきましては、タブレットにおける使用料と役務費を含んでおり、その残が生じたということでございます。

○山下委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時38分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、月曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。本来であれば、採決後に御意見をいただくところでございますが、日程に余裕がありませんので、御意見をいただきたいと思っております。

○濱砂委員 県民経済計算の活用について、要

望として、もっと県民に分かりやすく活用できるようなものを出していただきたいといったことを入れてもらいたいと思います。

○山下委員長 そのあたりを入れて委員長報告を作りたいと思います。

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 以上で、本日の委員会を終わります。

午後2時39分散会

令和6年3月4日(月曜日)

午後0時57分再開

出席委員(8人)

委 員 長	山 下 寿
副 委 員 長	福 田 新 一
委 員	濱 砂 守
委 員	二 見 康 之
委 員	川 添 博
委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉
委 員	脇 谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 任 主 事	木 村 結
政策調査課主任主事	高 山 紘 行

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時57分休憩

午後0時57分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、採決は、一括して採決いたします。

議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第79号及び議案第82号につきましては原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第79号及び議案第82号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 以上で委員会を閉会いたします。

午後0時58分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 山 下 寿